

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会
フォローアップ計画書

(カヌー・スラローム会場)

平成 29 年 6 月

東 京 都

目 次

1. 東京 2020 大会の正式名称	1
2. 東京 2020 大会の目的	1
3. 東京 2020 大会の概要	2
4. カヌー・スラローム会場の計画の目的及び内容	3
4.1 目的	3
4.2 内容	3
4.3 カヌー・スラローム会場の計画の策定に至った経過	24
5. フォローアップ計画	25
5.1 大気等	25
5.2 生物の生育・生息基盤	31
5.3 生物・生態系	33
5.4 緑	35
5.5 騒音・振動	37
5.6 景観	41
5.7 自然との触れ合い活動の場	44
5.8 歩行者空間の快適性	47
5.9 水利用	49
5.10 廃棄物	50
5.11 エコマテリアル	53
5.12 温室効果ガス	54
5.13 エネルギー	55
5.14 土地利用	56
5.15 安全	57
5.16 消防・防災	60
5.17 交通渋滞	61
5.18 交通安全	63
5.19 その他の項目に係るミティゲーションの実施状況	65
5.20 フォローアップ報告書の提出時期	65
6. フォローアップの実施者	71
7. その他	71
7.1 東京 2020 大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業につ いての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過	71
7.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合に あっては、その委託を受けた者の氏名及び住所	71

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

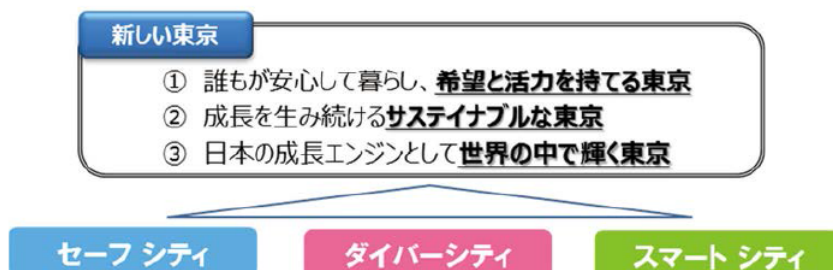


図 2. 2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

3.2 東京2020大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画（2015年2月策定）」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016（2016年7月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	I C Tの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3 Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

また、大会組織委員会は、東京2020大会を持続可能性に配慮した大会とするため、大会関係者の拠り所となる「持続可能性に配慮した運営計画 第一版（2017年1月）」を策定した。本運営計画において、東京2020大会が取り組む持続可能性に関する主要テーマを、「気候変動（カーボンマネジメント）」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」の5つとしている。

4. カヌー・スラローム会場の計画の目的及び内容

4.1 目 的

カヌー・スラローム会場は、東京2020大会において、オリンピックのカヌー（スラローム）会場として利用する計画である。また、東京2020大会後は、カヌー競技のほか、ラフティングなど様々な水上スポーツ・レクリエーションを楽しめる施設とするとともに、葛西臨海公園や葛西海浜公園などの周辺施設と一体的な活用を図り、東京の豊かな自然や水辺を生かした新たなにぎわいの拠点としていくことを想定している。

本事業は、東京2020大会及び後利用のため、カヌー・スラローム会場を新たに整備するものである。

4.2 内 容

4.2.1 位 置

計画地の位置は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり江戸川区臨海町六丁目1番にあり、計画地面積は約76,000m²である。

4.2.2 地域の概況

計画地は、都立葛西臨海公園の隣接都有地（下水処理施設計画地内）に位置する。計画地は工業地域であり、計画地の周辺は、計画地東側の都立葛西臨海公園が第1種中高層住居専用地域に、計画地北側が工業地域に指定されている。

計画地の北東側には、JR京葉線の葛西臨海公園駅が位置しており、JR京葉線の北側には、首都高速湾岸線及び一般国道357号（湾岸道路）が位置している。

平成28年11月1日現在の江戸川区の人口は約69万人であり、世帯数は約33万世帯である。¹

昼間人口は約57万人であり、就労者など昼間に流入する人口（昼間人口）が夜間人口を下回っているが、江戸川区臨海町六丁目においては昼間人口が夜間人口に比べて非常に高い地域となっている。²

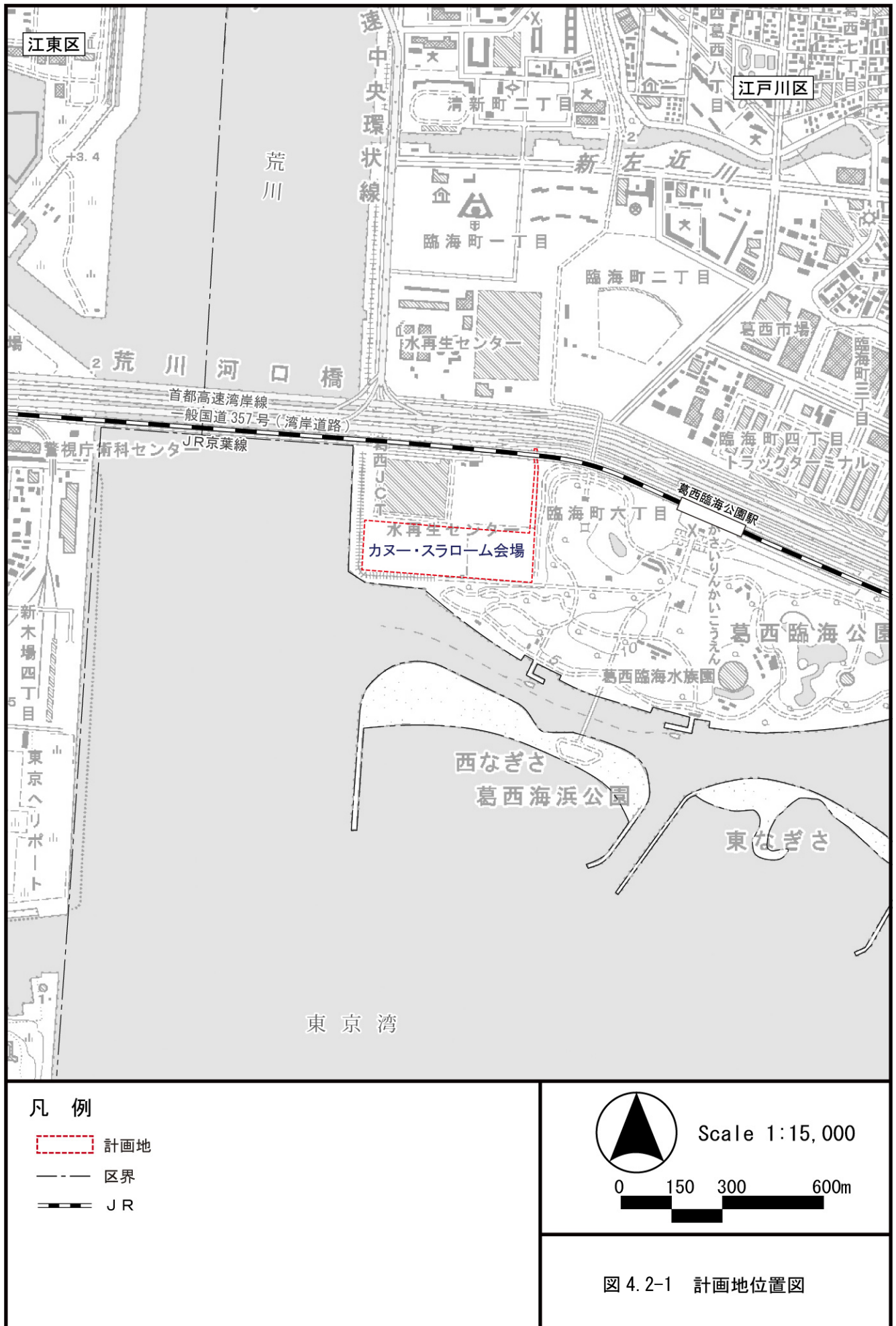
また、産業別事業所数及び従業者数でみると、江戸川区では卸売業、小売業の事業所が約5千事業所、従業者数が約4万人と最も多く、江戸川区臨海町六丁目においては運輸業、郵便業の事業所が8事業所、従業者数が約350人となっている。³

¹出典：「町丁目別世帯と人口・年齢別人口報告〈平成28年度〉」（平成28年11月14日参照 江戸川区ホームページ）
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kuseijoho/tokei/jinko/jinko28.html>

²出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成28年11月14日参照 東京都ホームページ）
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

³出典：「平成26年経済センサス-基礎調査」（平成28年11月14日参照 総務省ホームページ）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573>

4. カヌー・スラローム会場の計画の目的及び内容



4. カヌー・スラローム会場の計画の目的及び内容



4.2.3 事業の基本構想

(1) 運営の基本方針及び主な事業内容

- ・国内初の人工スラロームコースとして、カヌー競技のほか、ラフティングなど様々な水上スポーツ・レクリエーションを楽しめる施設とする。
- ・葛西臨海公園や葛西海浜公園など、周辺施設と一体的な活用を図り、東京の豊かな自然や水辺を活かした新たなにぎわいの拠点とする。

4.2.4 事業の基本計画

(1) 配置計画

カヌー・スラローム会場には、競技コースやフィニッシュプール等の土木構造物、管理棟及びろ過施設等の建築物を配置する計画である。

主な土木構造物の配置図、横断図及びイメージ図は、図 4.2-2～図 4.2-4 に示すとおりである。

なお、東京 2020 大会時には、競技コースの南側に観客席（約 15,000 席）を仮設する計画である。

表4.2-1 主な土木構造物の概要（予定）

項 目	内 容
競 技 コ ー ス	L=約 200m
フ ィ ニ ッ シ ュ プ ー ル	S=8,700m ² （ウォーミングアップコース含む）
ボ ー ト コ ン ベ ア	1 基

表4.2-2 主な建築物の概要（予定）

項 目	管理棟	ろ過施設
建 築 面 積	約 980m ²	約 510m ²
延 床 面 積	約 1,520m ²	約 720m ²
最 高 高 さ	約 9.7m	約 5.4m
階 数	地上 2 階	地上 1 階、地下 1 階
構 造	S 造	RC 造

4. カヌー・スラローム会場の計画の目的及び内容



(c)NTT空間情報株式会社

凡 例

- 計画地
- 区界
- == JR

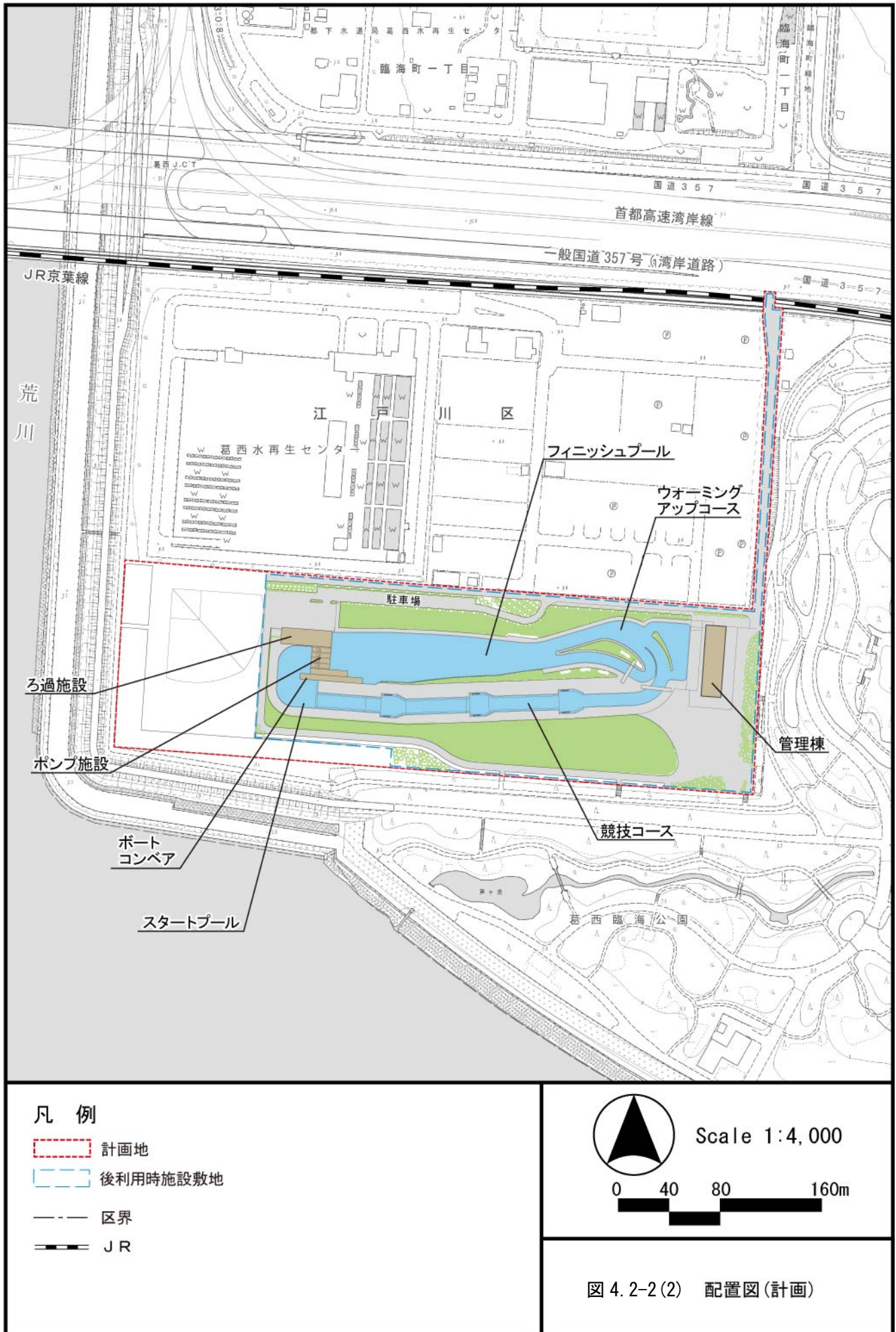


Scale 1:4,000

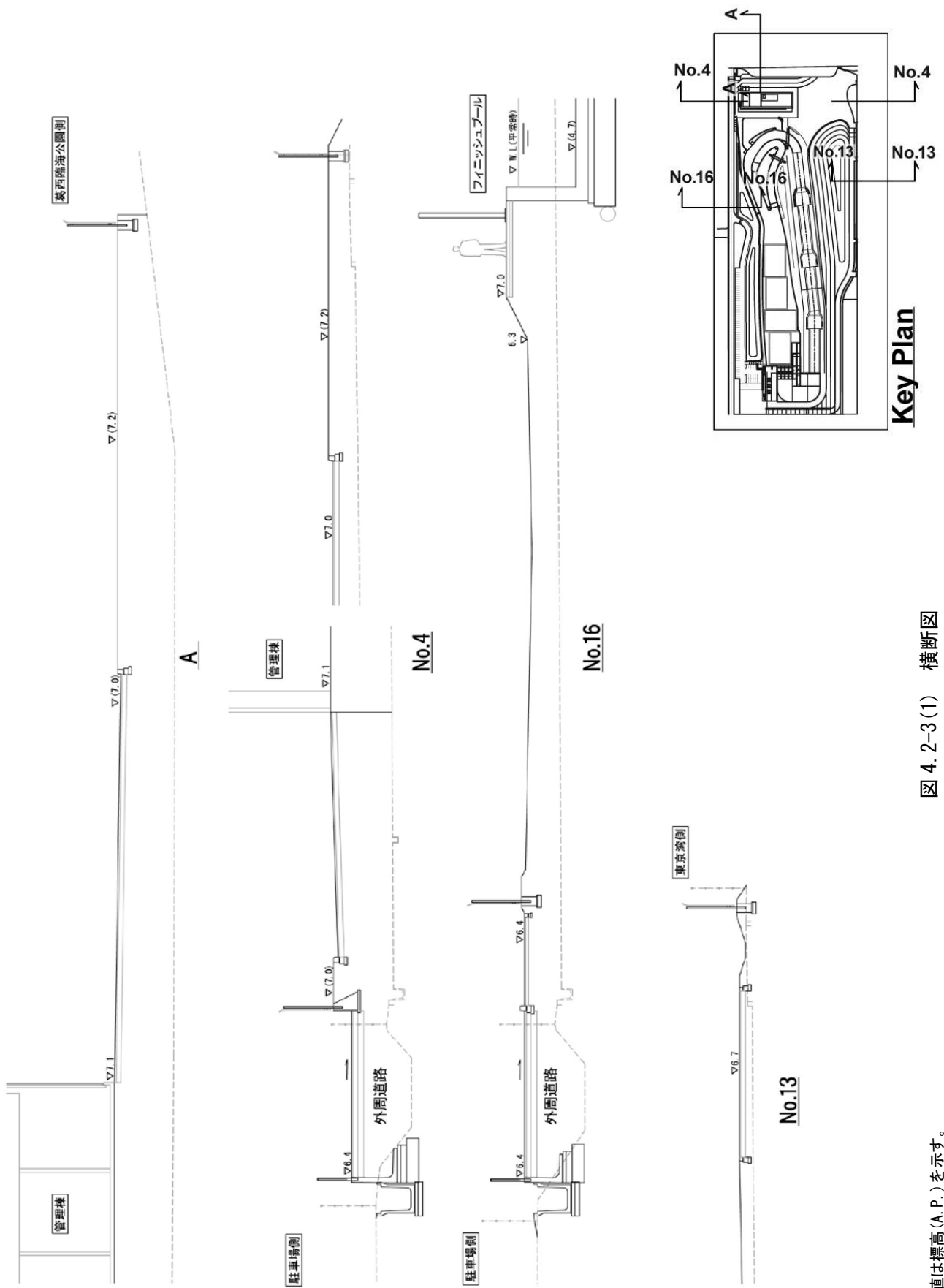
0 40 80 160m

図 4.2-2(1) 配置図(現況)

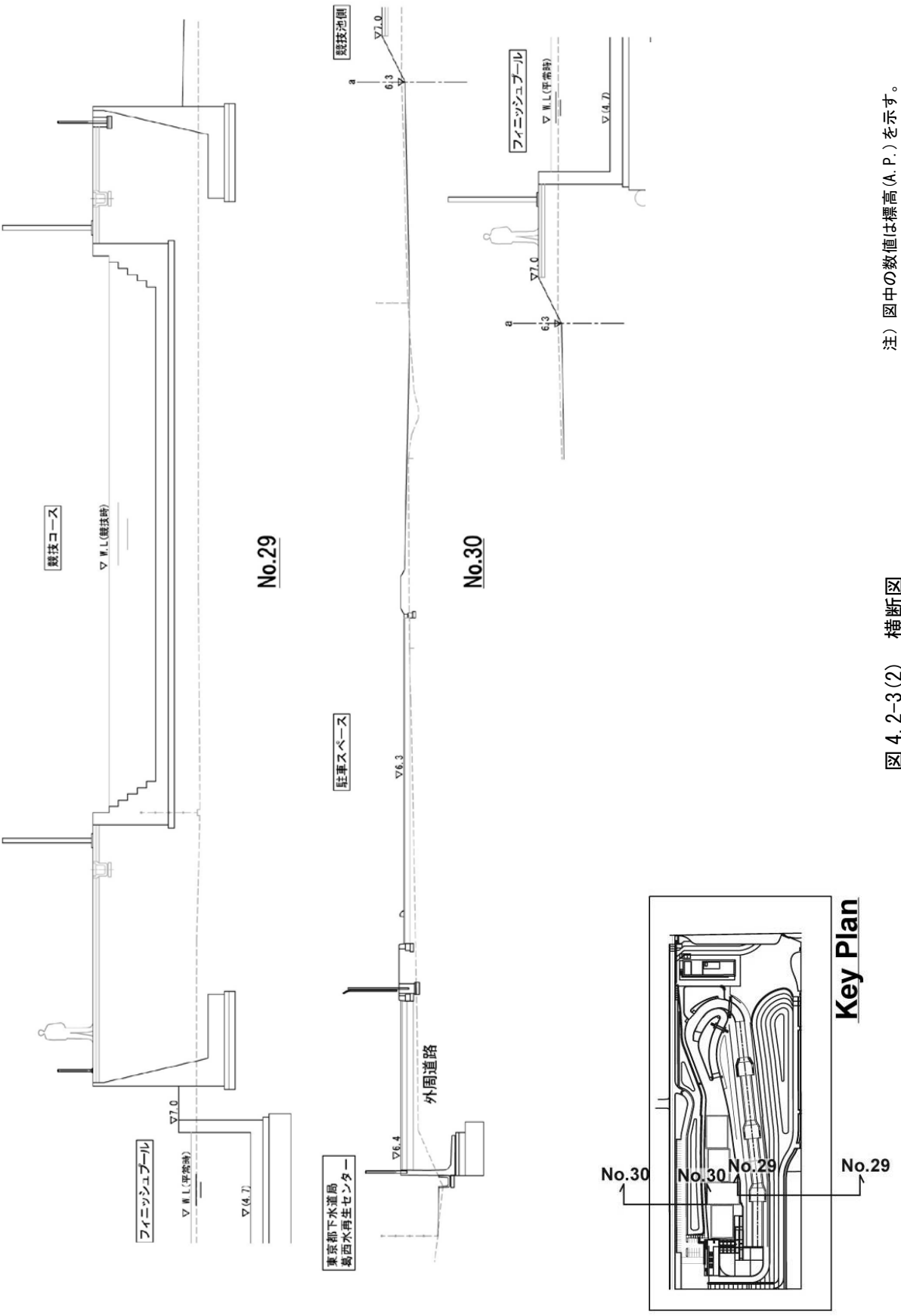
4. カヌー・スラローム会場の計画の目的及び内容



4. カヌー・スラローム会場の計画の目的及び内容



(注) 図中の数値は標高(A. P.)を示す。



注) 図中の数値は標高(A.P.)を示す。

図 4. 2-3 (2) 横断面

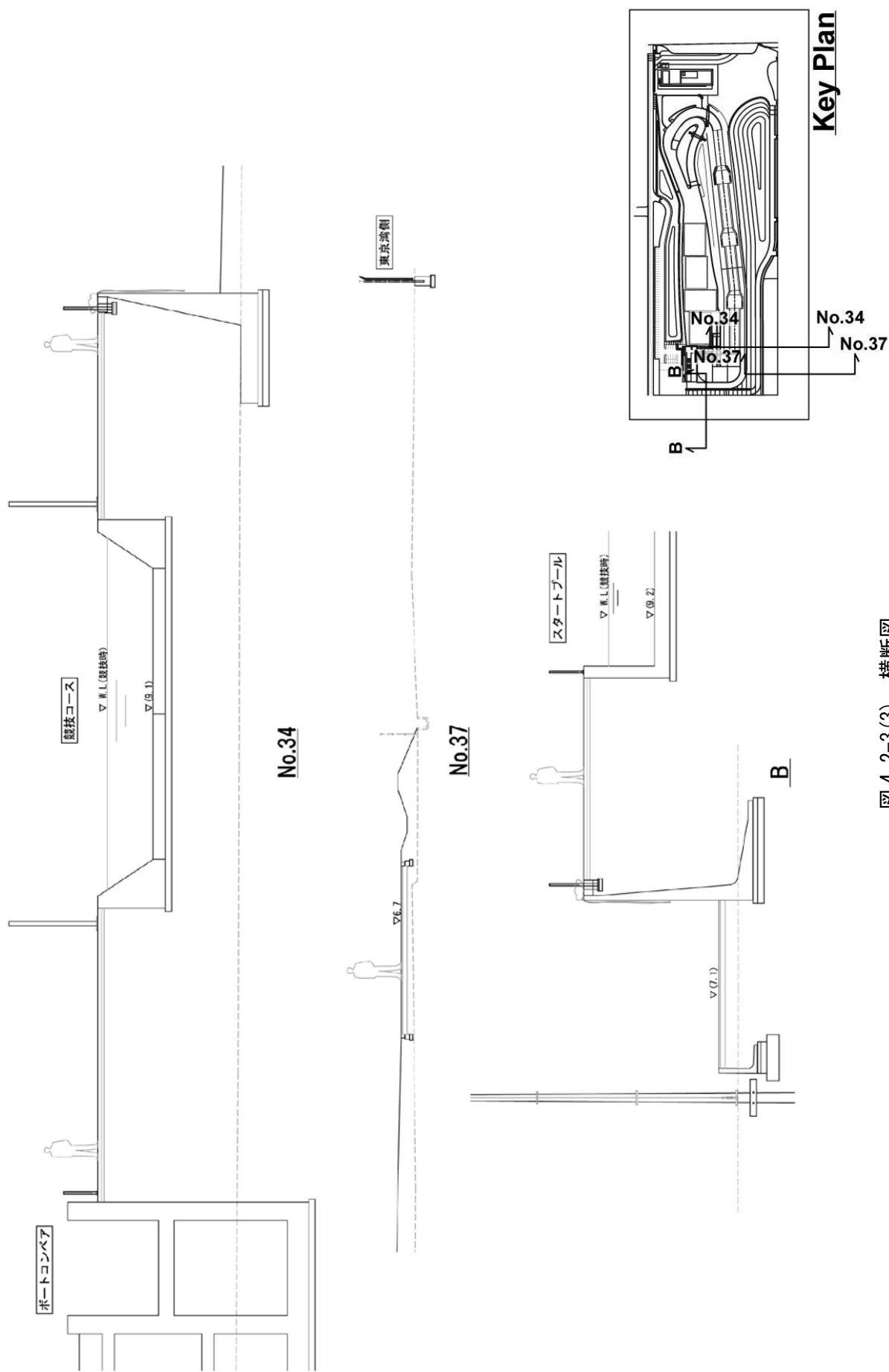


図 4. 2-3 (3) 横断面

注) 図中の数値は標高(A.P.)を示す。



図 4.2-4 イメージ図 (大会時)

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

後利用時における施設の発生集中交通量及び自動車動線計画については、現時点では未定である。

(3) 駐車場計画

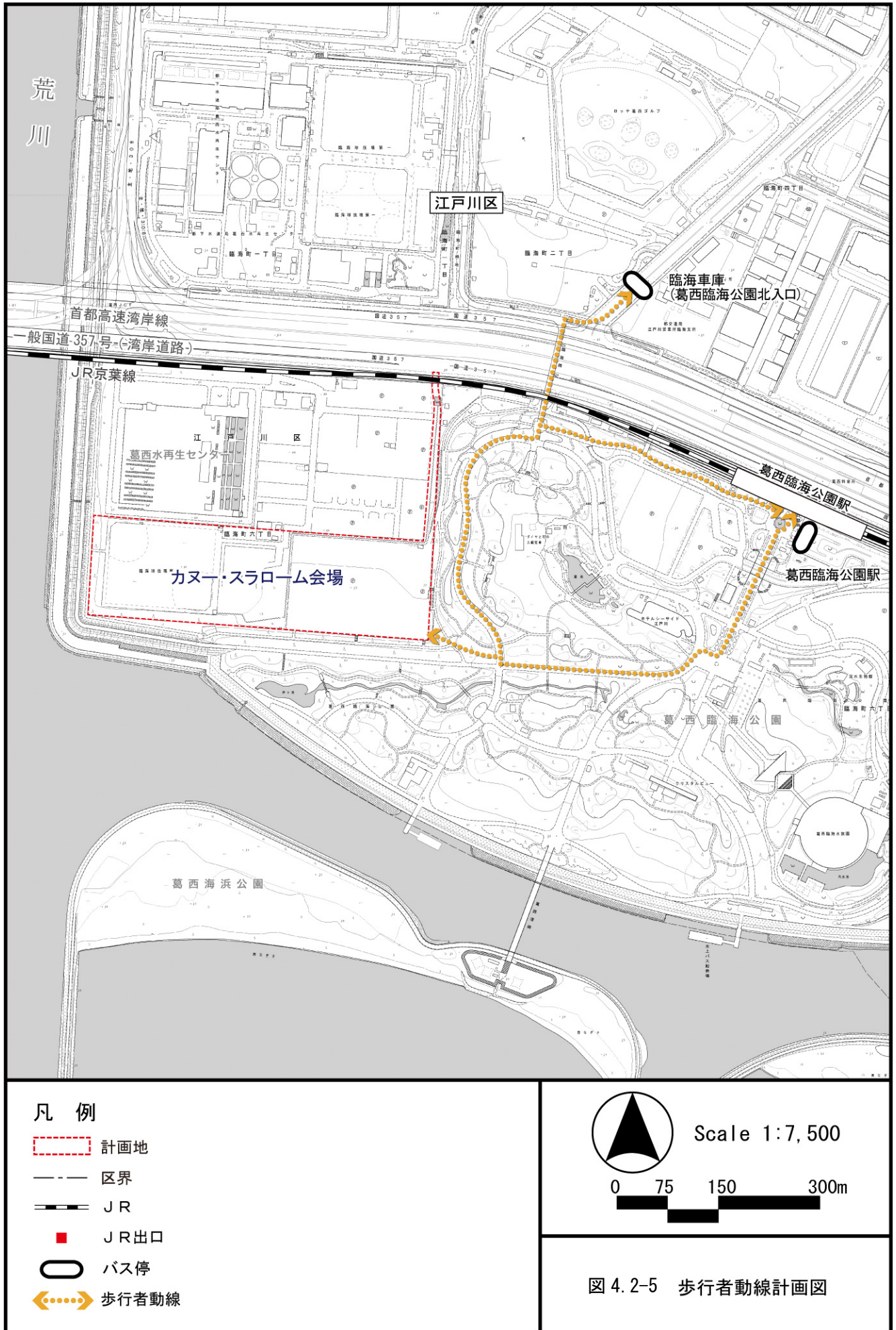
駐車場は、計画地内の北側に平面駐車場を約 50 台設置する計画である。

(4) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅及びバス停から計画地への歩行者の出入動線は、図 4.2-5 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、葛西臨海公園駅（JR 京葉線）がある。葛西臨海公園駅からは、葛西臨海公園内を経て計画地へアクセスする計画である。また、計画地北側の臨海車庫（葛西臨海公園北入口）バス停からは、一般国道 357 号（湾岸道路）を歩道橋で横断し、葛西臨海公園内を経て計画地へアクセスする計画である。

4. カヌー・スラローム会場の計画の目的及び内容



(5) 設備計画

競技コースには高低差があり、水路内の循環水流を起こすため、揚水ポンプを設置する。また、フィニッシュプールからスタートプールまでの高低差を、カヌーに乗船したまま搬送可能なボートコンベアを設置する。本施設の水利用は上水を用い、水路内の水質を維持するため、ろ過設備を設置する。

電力は、高圧 6 kV 受電とし、商用 1 回線受電とする。ガスは、計画地付近にガス埋設管が敷設されていないため、LPG の供給方式とする。また、建築物の空調熱源は電気式とし、個別空調方式を採用する計画である。

(6) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成 4 年東京都条例第 140 号）、江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年江戸川区条例第 47 号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

(7) 緑化計画

緑化計画は、表 4.2-3 及び図 4.2-6 に示すとおりであり、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成 17 年江戸川区条例第 59 号）における地上部緑化面積基準約 9,900m²を満たす緑化面積約 9,970m²とする計画である。

計画地外周部のクロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する。計画地の北側には、高木植栽により、水再生センターや駐車場への視界をコントロールする。事業の実施に伴い、計画地内の一部の既存樹木が伐採されるが、前述の緑化面積の内訳として、新たに高木約 280 本、中木約 240 本、低木約 2,840 本の樹木を植栽するほか、それ以外にも約 12,750m²の張芝等の地被類を植栽することで、広々とした空間を創出する。また、植栽樹種は、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都環境局）等を参考にするとともに、隣接する葛西臨海公園との連続性も考慮し選定する計画である。

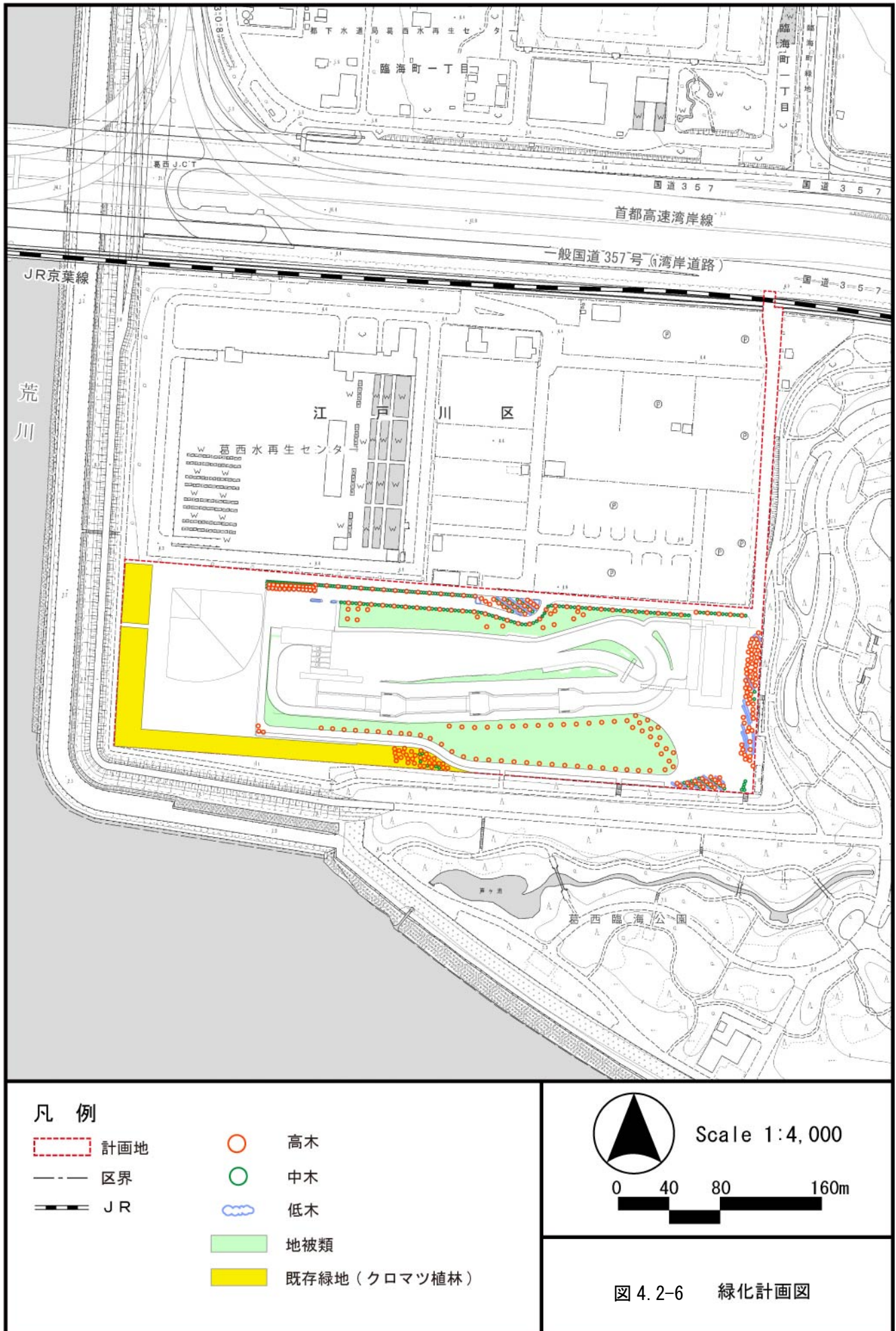
なお、緑化面積等は、今後の関係機関との協議等により変更がありうる。

表4.2-3 計画緑化面積及び必要緑化面積

基準等	計画緑化面積	必要緑化面積
江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	9,970m ²	9,900m ²

注)緑化計画については、関係機関との協議等により今後変更の可能性がある。

4. カヌー・スラローム会場の計画の目的及び内容



注) 緑化計画については、関係機関との協議等により今後変更の可能性がある。

4.2.5 施工計画

以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、基本設計が終了した現時点で予定する計画であり、今後、実施設計を踏まえて変更がありうる。

(1) 工事工程

本事業に係る本体工事は、平成 29 年度から平成 31 年度の 23 か月であり、これに準備工事を含めると 24 か月を見込んでいる。

工事工程は、表 4.2-4 に示すとおりである。

表 4.2-4 全体工事工程

工種/工事月	6	12	18	24
準備工（プレロード盛土設置撤去）	■	■		
土木施設、スタートプール施設、競技水路、プール	■	■	■	■
橋梁工		■		
機械設備		■	■	■
電気設備		■	■	■
建築	■	■	■	■
雨水排水	■	■	■	■
土木外構	■		■	■

(2) 施工方法の概要（予定）

1) 準備工（プレロード盛土設置撤去）

沈下促進のためプレロード盛土を行う。工事は、表4.2-4に示すとおり、搬入・設置 2 か月の後、放置期間 4 か月を確保し、撤去・搬出 1 か月とする。

2) 土木施設、スタートプール施設、競技水路、プール

各施設の基礎工として杭打設、本体工として鉄筋組立及びコンクリート打設等を行う。

3) 橋梁工

橋台の基礎工、桁架橋及び橋面工等を行う。

4) 機械設備

工場製作した機器の据付、配管等や電気品の据付等を行う。

5) 電気設備

工場製作した受変電機器や監視制御機器の設置、埋設管工事、ケーブル配線工事等を行う。

6) 建築

杭工事、地上躯体の構築、外装・内装工事を行う。

7) 雨水排水

鋼矢板土留の設置、掘削、雨水地下貯留槽及び管渠の埋設・埋戻しを行う。

8) 土木外構

施設造成工、植栽工、園路広場整備工、管理施設整備工等を行う。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.2-7 に示すとおりである。

工事用車両は、一般国道 357 号（湾岸道路）を通り、計画地へ出入場する計画である。

工事用車両台数のピークは、工事着工後 10 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日にお

いて大型車 108 台/日、小型車 16 台/日、合計 124 台/日を予定している。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-5 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

表4.2-5 主な建設機械（予定）

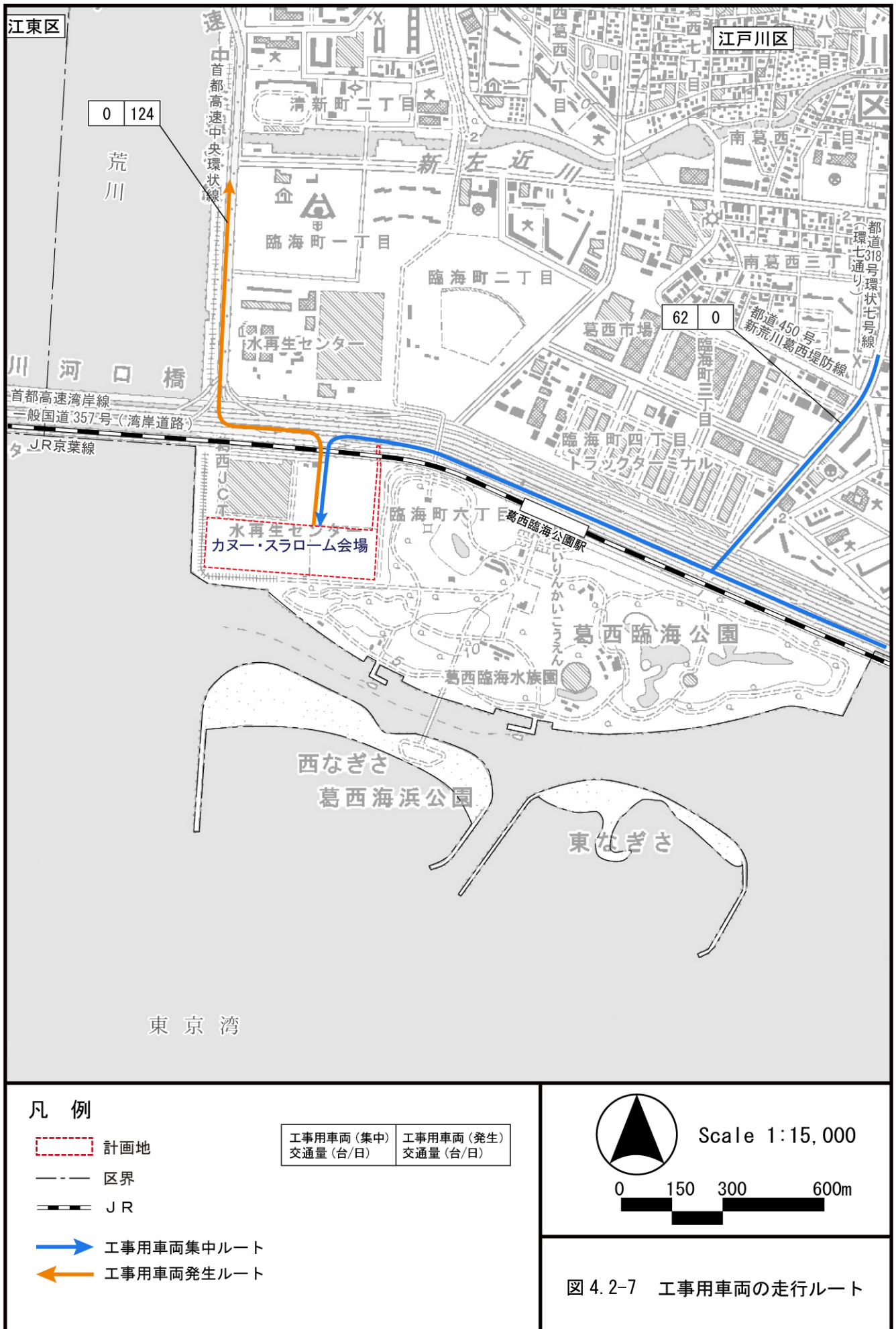
工 種	主な建設機械
準備工（プレロード盛土設置撤去）	ブルドーザ、バックホウ等
土木施設、スタートプール施設、競技水路、プール	アースオーガ、電動式バイプロハンマ、ラフタークレーン、クローラクレーン、バックホウ、クラムシェル等
橋梁工	ラフタークレーン、クローラクレーン、バックホウ等
機械設備	ラフタークレーン等
電気設備	ラフタークレーン等
建築	アースオーガ、ラフタークレーン等
雨水排水	クローラクレーン等
土木外構	バックホウ、ブルドーザ、アスファルトフィニッシャ等

注) 建設機械の種類等は今後変更の可能性がある。

4.2.6 供用の計画

本事業で整備するカヌー・スラローム会場は、平成 31 年度までに竣工し、テストイベント及び東京 2020 大会を行う計画である。また、東京 2020 大会開催後には、広く一般に供用する計画である。

4. カヌー・スラローム会場の計画の目的及び内容



注) 工事用車両の走行ルートは今後変更の可能性がある。

4.2.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」等がある。
環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 4.2-6(1)～(4)に示すとおりである。

表4.2-6(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月)	・ 人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～ ◆ 気候変動の危機回避に向けた施策の展開 ◆ 持続可能な環境交通の実現 ◆ 省資源化と資源の循環利用の促進	・ 建築における対策として、断熱強化、開口部の仕様強化を行う。 ・ 電気分野では、各種高効率設備やセンサーの導入を行う。 ・ 機械分野では、制御システムや高効率設備の導入を行う。 ・ ポンプについては、VVVF（回転数制御）装置の導入を行う。 ・ 伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、ペレット等の木質バイオマス燃料によるサーマルリサイクルとしての利用を検討する。 ・ 掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、現場内利用を基本とする。 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・ 建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じた保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。 ・ 再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・ 江戸川区の分別方法に従い、びん、缶、ペットボトル、古紙は、資源として分別回収を行う。

表4. 2-6(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月)	- 健康で安全な生活環境の確保 ～環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進～ ◆大気汚染物質の更なる排出削減 ◆化学物質等の適正管理と環境リスクの低減 - 環境の「負の遺産」を残さない取組 ◆生活環境問題の解決	- 工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用する。 - 排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用する計画としている。 - 工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置する計画としている。
	- より快適で質の高い都市環境の創出 ～緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進～ ◆市街地における豊かな緑の創出 ◆水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復 ◆熱環境の改善による快適な都市空間の創出	- クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。 - 緑化計画は、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成25年4月 江戸川区）における緑化基準（地上部緑化面積9,900㎡）を満たす地上部緑化約9,970㎡とする計画としている。 - 高木、中木等を植栽する計画としている。
東京都自動車排出 窒素酸化物及び自 動車排出粒子状物 質総量削減計画 (平成25年7月)	低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等	工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用する。
緑の東京計画 (平成12年12月)	あらゆる工夫による緑の創出と保全	- クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。 - 緑化計画は、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成25年4月 江戸川区）における緑化基準（地上部緑化面積9,900㎡）を満たす地上部緑化約9,970㎡とする計画としている。 - 高木、中木等を植栽する計画としている。
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月)	街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実	- クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。 - 緑化計画は、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成25年4月 江戸川区）における緑化基準（地上部緑化面積9,900㎡）を満たす地上部緑化約9,970㎡とする計画としている。 - 高木、中木等を植栽する計画としている。
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	公共施設におけるみどりの創出	- クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。 - 緑化計画は、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成25年4月 江戸川区）における緑化基準（地上部緑化面積9,900㎡）を満たす地上部緑化約9,970㎡とする計画としている。 - 高木、中木等を植栽する計画としている。

表4. 2-6(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都景観計画 (2011年4月改定版) (平成23年4月)	・活力と魅力ある「水の都」づくり ・河川や運河沿いの開発による水辺空間の再生	・海や川といった既存の水辺空間とカヌーコースによる水辺空間とのバランスの取れた配置、デザイン計画とする。 ・計画地外周部のクロマツ植林は既存緑地として保全する。計画地の北側には、高木植栽により、水再生センターや駐車場への視界をコントロールする。また、計画地内には、新たに高木約280本、中木約240本、低木約2,840本の樹木を植栽するほか、それ以外にも約12,750㎡の張芝等の地被類を植栽することで、広々とした空間を創出する。
東京都廃棄物処理計画 ＜平成23年度-平成27年度＞ (平成23年6月)	・3R施策の促進 ・適正処理の促進	・再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・江戸川区の分別方法に従い、びん、缶、ペットボトル、古紙は、資源として分別回収を行う。
東京都建設リサイクル推進計画 (平成28年4月)	・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する	・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、ペレット等の木質バイオマス燃料によるサーマルリサイクルとしての利用を検討する。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、現場内利用を基本とする。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。

表4. 2-6(4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江戸川区みどりの基本計画 (平成25年4月)	都市緑地法に基づいて、地域特性を活かした江戸川区らしい個性あるみどりの保全や創造、区と区民の協働によるまちづくりを行うための計画である。 以下を基本方針としている。 【基本方針1】みどりを守る 1) 貴重な緑を守る 2) 農を守り活用する 3) 水の恵みを守り活かす 【基本方針2】みどりを育む 4) みどりの運動を広げる 5) みどりの意識を高める 【基本方針3】みどりを創る 6) 身近な応援を充実させる 7) 拠点となる公園を整備する 8) 災害から暮らしを守る公園を整備する 9) 公共用地や民有地の緑化を進める 10) みどりのつながりを広げる 11) 緑豊かな水辺を創る	・クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。 ・緑化計画は、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成25年4月 江戸川区）における緑化基準（地上部緑化面積9,900m²）を満たす地上部緑化約9,970m²とする計画としている。 ・高木、中木等を植栽する計画としている。
江戸川区景観計画 (平成23年4月)	本計画は、景観法の基本理念に則り、良好な景観形成を目指すものである。江戸川区の特徴は、「水と緑豊かな自然環境」およびコミュニティ豊かな「共育・共働・安心のまち」であり、本計画のねらいは、区民・事業者・区が一体となって、良好な景観を更に高め「まちを元気にする」ことである。 本計画は、「わがまちに誇りの持てる景観」を育成すること、「将来に夢を持てる計画」として皆でとり汲むことを目的として策定され、以下を基本方針としている。 ・水に親しみ、緑を育もう ・これまで創り育てたまちの宝物を大切にしよう ・住み良く心地良いまちなみを育てよう ・生き生きとしたまちの表情をつくろう ・区民の想いを活かし協力して進めよう	・海や川といった既存の水辺空間とカヌーコースによる水辺空間とのバランスの取れた配置、デザイン計画とする。 ・計画地外周部のクロマツ植林は既存緑地として保全する。計画地の北側には、高木植栽により、水再生センターや駐車場への視界をコントロールする。また、計画地内には、新たに高木約280本、中木約240本、低木約2,840本の樹木を植栽するほか、それ以外にも約12,750m²の張芝等の地被類を植栽することで、広々とした空間を創出する。

4.3 カヌー・スラローム会場の計画の策定に至った経過

カヌー・スラローム会場は、立候補ファイルにおいて、オリンピックのカヌー（スラローム）会場として利用するため、葛西臨海公園内に施設を新設する計画であった。

その後、東京都は、招致の時点で作成した会場計画について都民の理解を得て実現できるよう、大会組織委員会とともに、「レガシー」、「都民生活への影響」、「整備費」の3つの視点で会場計画の再検討を行うこととした。

会場再検討の結果、葛西臨海公園整備の歴史的背景や公園の自然環境に配慮し、公園に隣接する都有地を活用して施設を配置する計画とし、平成27年2月のIOC理事会で了承された。

平成27年10月には、新たに整備するオリンピック・パラリンピック競技施設の設計等について、その妥当性を確保しながら整備を進めるため、外部の専門知識を有する者から構成される「都立競技施設整備に関する諮問会議」を設置し、平成28年6月には、カヌー・スラローム会場の基本設計及び後利用の方向性について意見を聴取した。

5. フォローアップ計画

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（カヌー・スラローム会場）」（平成 29 年 6 月 東京都）では、東京 2020 大会の開催前、開催後を対象に環境影響評価を実施している。一方、東京 2020 大会の開催中における大会の運営等については、現時点では具体的な計画が未定のため、環境影響評価を実施せず、今後の計画の熟度に応じて、別途実施する予定としている。

そのため、本フォローアップ計画書では、東京 2020 大会の開催前、開催後を対象としたフォローアップ計画をとりまとめることとし、東京 2020 大会の開催中の環境影響評価及びフォローアップ計画は、別途実施する予定とする。

5.1 大気等

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.1-1(1) 及び(2)に示すとおりである。

表 5.1-1(1) 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 ・ 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
予測条件の状況	・ 気象の状況(風向・風速) ・ バックグラウンド濃度の状況 ・ 工事用車両の状況(種類、台数、時間帯) ・ 建設機械の稼働状況(種類、台数、規格、稼働時間) ・ 一般車両の状況(種類、台数、時間帯)
ミティゲーションの実施状況	[工事用車両に対するミティゲーション] ・ 工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用する。 ・ 工事用車両に付着した泥土等が場外に飛散しないよう、出入口付近においてタイヤ等の洗浄を行う等、土砂・粉じんの飛散防止に努める計画としている。 ・ 低公害型の工事用車両を極力採用し、良質な燃料を使用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する計画としている。 ・ 施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の過積載を防止する計画としている。 ・ 工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める計画としている。 ・ 工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する計画としている。 ・ 計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、交通渋滞とそれに伴う大気汚染への影響の低減に努める。また、適宜清掃員を配置し、清掃に努める計画としている。

表 5.1-1(2) 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	[建設機械に関するミティゲーション] ・排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用する計画としている。 ・工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置する計画としている。 ・周辺に著しい影響を及ぼさないように、工事の平準化に努めるなど事前に作業計画を十分検討する計画としている。 ・建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の効率的稼働に努める計画としている。 ・最新の排出ガス対策型建設機械（第3次基準値）の使用に努める計画としている。 ・必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散対策を講じる計画としている。 ・良質な燃料を使用する計画としている。 ・アイドリングストップの提示等を行い、不必要なアイドリングの防止を徹底する計画としている。 ・建設機械の稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底させる計画としている。 ・建設機械は定期的に点検整備を行い、故障や異常の早期発見に努める計画としている。 ・環境保全のための措置を徹底するために、工事現場内を定期的にパトロールし、建設機械の稼働に伴う影響を低減する環境保全のための措置の実施状況を確認・指導を行う計画としている。 ・作業内容について事前に情報提供を行うほか、大気汚染に関する公園利用者からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。 ・上記のミティゲーションについては、その遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

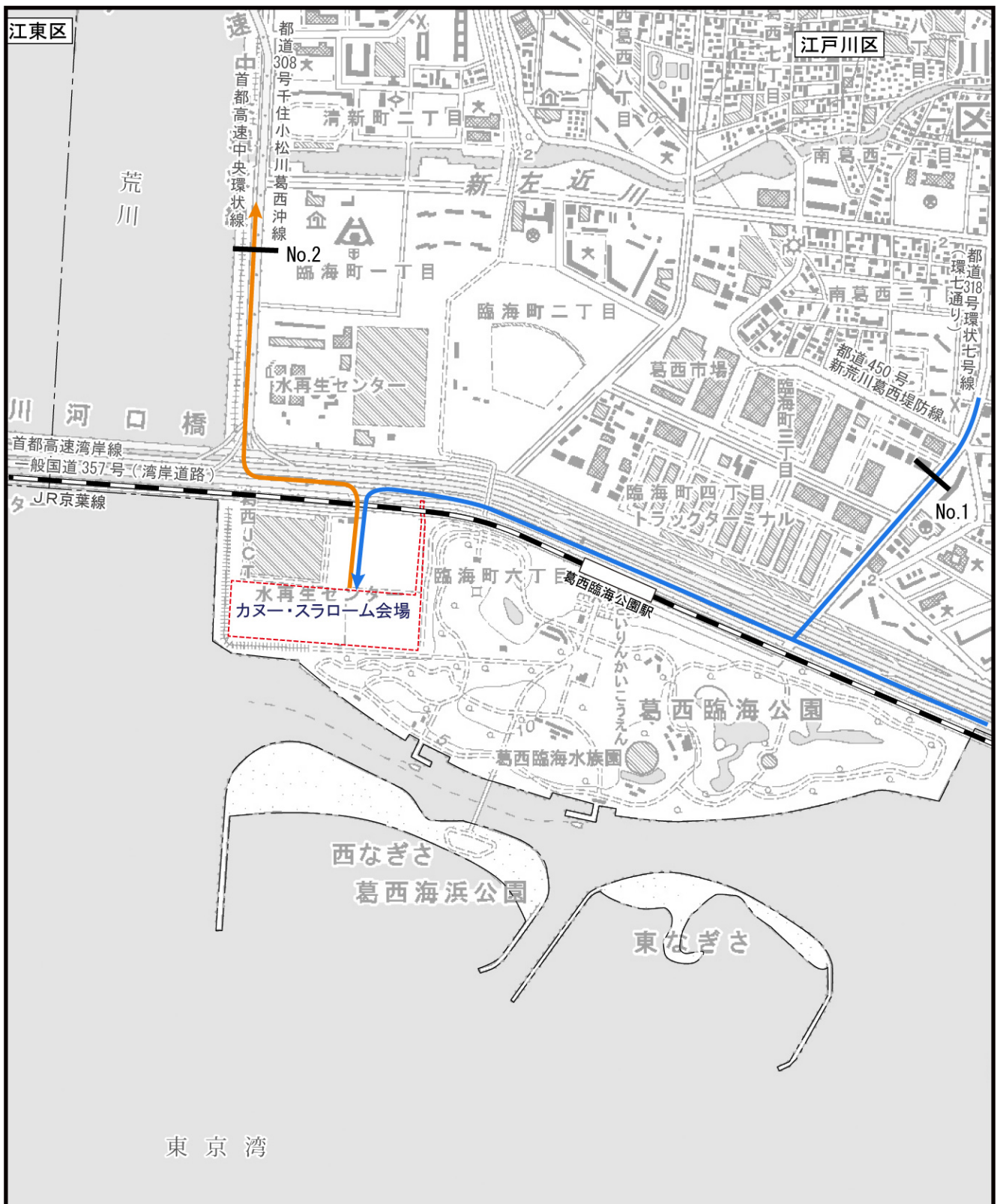
調査手法は、表 5.1-2(1) 及び(2) に示すとおりである。

表 5.1-2(1) 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度	建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
調査時点		工事用車両の走行台数が最大となる時点(工事着工後10か月目)とする。	建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の排出量が最大となる時点(工事着工後15か月目)とする。
調査期間	予測した事項	代表的な1週間とする。	
	予測条件の状況	【気象の状況、バックグラウンド濃度の状況】 「予測した事項」と同一期間とする。	
		【工事用車両、一般車両の状況】 「予測した事項」の調査期間内の代表的と考えられる1日とする。	【建設機械の稼働状況】 「予測した事項」の調査期間内の代表的と考えられる1日とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。	
調査地点	予測した事項	工事用車両走行ルート上の2地点(図5.1-1に示す地点No. 1、2)とする。	予測により求められた最大濃度着地地点付近とし、計画地南敷地境界付近1地点(図5.1-2に示す地点No. A)とする。なお、二酸化窒素については、参考として計画地北側敷地境界付近(図5.1-2に示す地点No. B)においても簡易測定法による調査を行う。
	予測条件の状況	【気象の状況】 東京管区気象台(風向、風速、雲量及び日射量)とする。	
		【バックグラウンド濃度の状況】 計画地周辺の大気汚染常時観測局とする。	
		【工事用車両の状況】 工事用車両の出入口とする。 【一般車両の状況】 工事用車両走行ルート上の2地点(図5.1-1に示す地点No. 1、2)とする。	【建設機械の稼働状況】 計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。	

表 5.1-2(2) 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度	建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
調査手法	予測した事項	◎ 二酸化窒素 ・ No. 1、2 簡易測定法(PTIO法) ◎ 浮遊粒子状物質 既存資料並びに工事用車両台数の整理による方法とする。	◎ 二酸化窒素 ・ No. A 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月環境庁告示第38号)に定める方法(JIS B 7953))及び簡易測定法(PTIO法) ・ No. B 簡易測定法(PTIO法) ◎ 浮遊粒子状物質 ・ No. A 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月環境庁告示第25号)に定める方法(JIS B 7954)
	予測条件の状況	【気象の状況】 東京管区気象台(風向、風速、雲量及び日射量)の観測値の整理による方法とする。	
		【バックグラウンド濃度の状況】 計画地周辺の大気汚染常時観測局の観測値の整理による方法とする。	
		【工事用車両の状況】 ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。 【一般車両の状況】 ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)とする。	【建設機械の稼働状況】 現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。	



凡 例

- | | |
|---|---|
| 計画地 | 調査地点 (No. 1、2) |
| 区界 | 工事用車両集中ルート |
| J R | 工事用車両発生ルート |

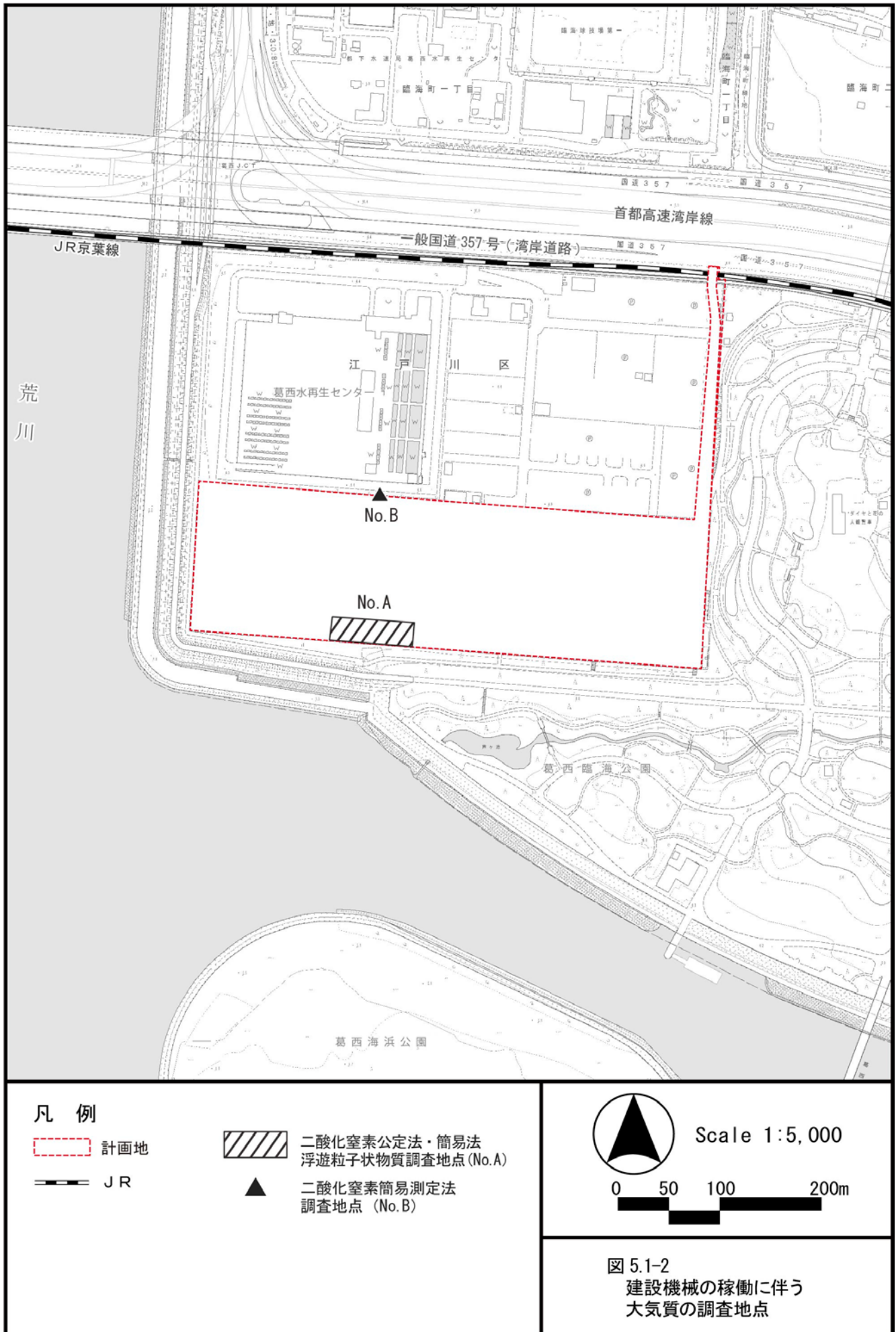


Scale 1:15,000

0 150 300 600m

図 5.1-1

工事用車両の走行に伴う大気質、
騒音・振動の調査地点



5.2 生物の生育・生息基盤

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・生物・生態系の賦存地の改変の程度 ・新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・植栽基盤（土壌）の状況 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。 ・計画地内には、既設の緑地と合わせて約9,970m²の緑地を整備する計画としている。 ・地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。 ・植栽樹種は「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26 年5 月 東京都環境局）等を参考にするとともに、隣接する葛西臨海公園との連続性に配慮して選定する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.2-2 に示すとおりである。

表 5.2-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		生物・生態系の賦存地の改変の程度 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度
調査時点		工事の終了後とする。
調査期間	予測した事項	工事終了後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	工事終了後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事終了後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の大会開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.2-3 に示すとおりである。

表 5.2-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・生物・生態系の賦存地の改変の程度 ・新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・植栽基盤（土壌）の状況 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。 ・計画地内には、既設の緑地と合わせて約9,970m²の緑地を整備する計画としている。 ・地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。 ・植栽樹種は「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26 年 5 月 東京都環境局）等を参考にするとともに、隣接する葛西臨海公園との連続性に配慮して選定する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.2-4 に示すとおりである。

表 5.2-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		生物・生態系の賦存地の改変の程度 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	供用開始後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.3 生物・生態系

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.3-1 に示すとおりである。

表 5.3-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 ・陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 ・生育・生息環境の変化の内容及びその程度 ・生態系の変化の内容及びその程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。 ・計画地内には、既設の緑地と合わせて約9,970m²の新たな緑地を整備する計画としている。 ・地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。 ・タンキリマメの工事後の生育状況については、フォローアップ調査で確認する。 ・植栽樹種は「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26 年 5 月 東京都環境局）等を参考にするとともに、隣接する葛西臨海公園との連続性に配慮して選定する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.3-2 に示すとおりである。

表 5.3-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 生育・生息環境の変化の内容及びその程度 生態系の変化の内容及びその程度
調査時点		工事の終了後とする。
調査期間	予測した事項	工事終了後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	工事終了後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事終了後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の大会開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.3-3 に示すとおりである。

表 5.3-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 ・陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 ・生育・生息環境の変化の内容及びその程度 ・生態系の変化の内容及びその程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。 ・計画地内には、既設の緑地と合わせて約9,970m²の新たな緑地を整備する計画としている。 ・地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。 ・タンキリマメの工事後の生育状況については、フォローアップ調査で確認する。 ・植栽樹種は「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26 年 5 月 東京都環境局）等を参考にするとともに、隣接する葛西臨海公園との連続性に配慮して選定する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.3-4 に示すとおりである。

表 5.3-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 生育・生息環境の変化の内容及びその程度 生態系の変化の内容及びその程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	供用開始後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.4 緑

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.4-1 に示すとおりである。

表 5.4-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 ・緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。 ・緑化計画は、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成25年4月江戸川区）における緑化基準（地上部緑化面積9,900m²）を満たす地上部緑化約9,970m²とする計画としている。 ・高木、中木等を植栽する計画としている。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。 ・植栽樹種は「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年5月 東京都環境局）等を参考にするとともに、隣接する葛西臨海公園との連続性に配慮して選定する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.4-2 に示すとおりである。

表 5.4-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
調査時点		工事の終了後とする。
調査期間	予測した事項	工事終了後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	工事終了後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事終了後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の大会開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.4-3 に示すとおりである。

表 5.4-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 ・緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・クロマツ植林は、工事による影響を回避し既存緑地として保全する計画としている。 ・緑化計画は、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成25年4月江戸川区）における緑化基準（地上部緑化面積9,900m²）を満たす地上部緑化約9,970m²とする計画としている。 ・高木、中木等を植栽する計画としている。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。 ・植栽樹種は「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年5月 東京都環境局）等を参考にするとともに、隣接する葛西臨海公園との連続性に配慮して選定する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.4-4 に示すとおりである。

表 5.4-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	供用開始後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.5 騒音・振動

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.5-1 に示すとおりである。

表 5.5-1 調査事項(東京 2020 大会の大会開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 ・ 工事用車両の走行に伴う道路交通振動 ・ 建設機械の稼働に伴う騒音 ・ 建設機械の稼働に伴う振動
予測条件の状況	・ 工事用車両の状況(種類、台数、時間帯) ・ 一般車両の状況(種類、台数、時間帯) ・ 建設機械の稼働状況(種類、台数、規格、稼働時間、稼働位置)
ミティゲーションの実施状況	[工事用車両に対するミティゲーション] ・ 工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用する。 ・ 規制速度を遵守する計画としている。 ・ 低公害型の工事用車両を極力採用し、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する。 ・ 資材の搬出入に際しては、走行ルートの検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画としている。 ・ 工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める計画としている。 [建設機械に対するミティゲーション] ・ 低騒音型建設機械の採用に努める計画としている。 ・ 工事区域周辺には仮囲い(3.0m)を設置する計画としている。 ・ 建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の効率的稼働に努める計画としている。 ・ 作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分検討する計画としている。 ・ アイドリングストップの提示等を行い、不必要なアイドリングの防止を徹底する計画としている。 ・ 建設機械の稼働にあたっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底させる計画としている。 ・ 建設機械は定期的に点検整備を行い、故障や異常の早期発見に努める計画としている。 ・ 騒音・振動の発生を極力少なくするよう、最新の低騒音型建設機械の採用及び低騒音・低振動な施工方法の採用に努める計画としている。 ・ 現場内のパトロールの中で、建設機械による影響を低減するようミティゲーションの実施状況の確認及び指導を行う計画としている。 ・ 上記のミティゲーションについては、その遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

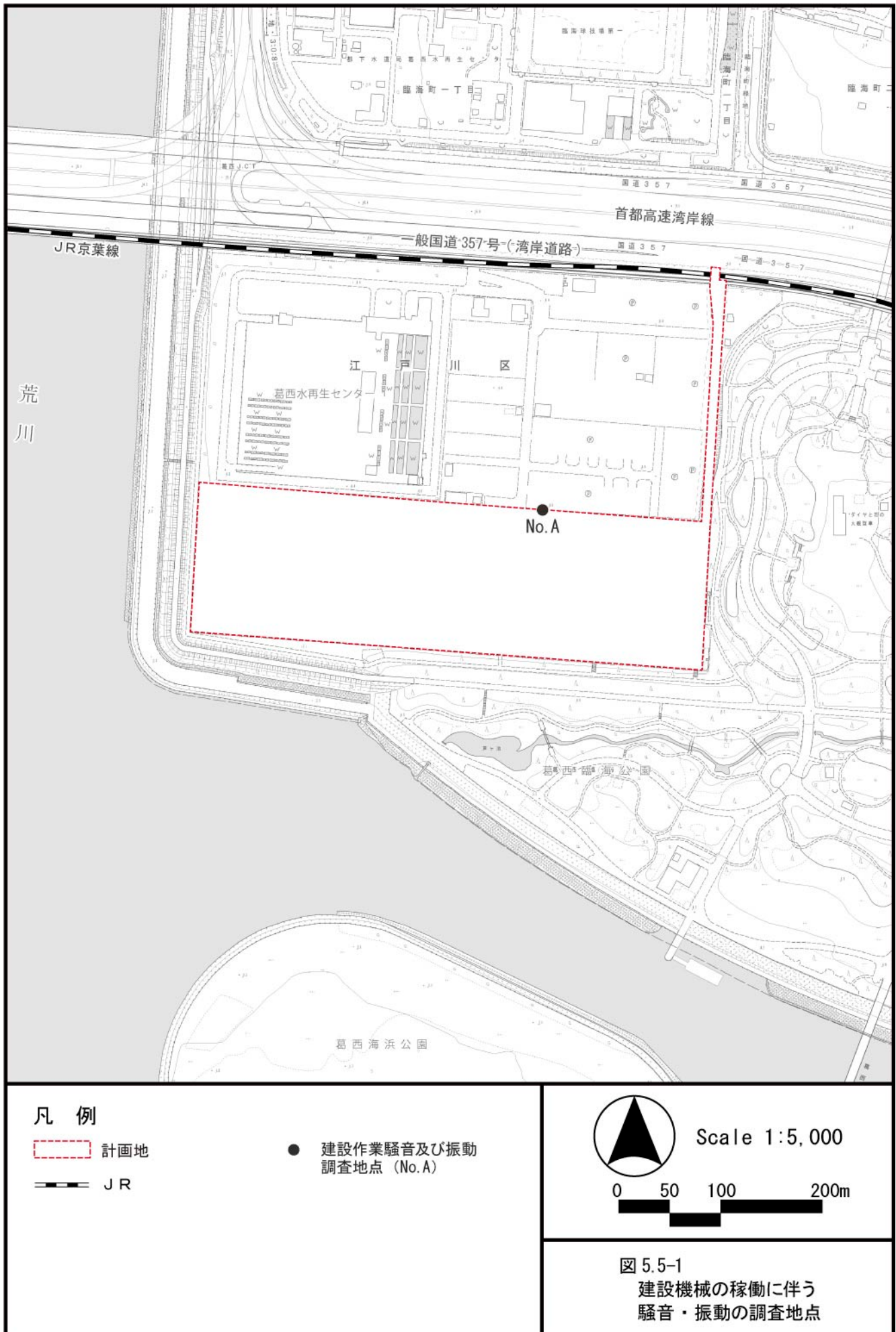
調査手法は、表 5.5-2(1)及び(2)に示すとおりである。

表 5.5-2(1) 調査手法(東京 2020 大会の大会開催前)

調査事項		工事用車両の走行に伴う道路交通騒音	工事用車両の走行に伴う道路交通振動
調査時点		工事用車両の走行台数が最大となる時点(工事着工後10か月目)とする。	
調査期間	予測した事項	代表的な1日の内、工事用車両の走行時間及びその前後1時間を含む時間帯とする。	
	予測条件の状況	【工事用車両、一般車両の状況】 「予測した事項」と同時期とする。	
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。	
調査地点	予測した事項	工事用車両走行ルート上の2地点(図5.1-1(p.29参照))に示す地点No.1、2)とする。	
	予測条件の状況	【工事用車両の状況】 工事用車両の出入口とする。 【一般車両の状況】 工事用車両走行ルート上の2地点(図5.1-1(p.29参照))に示す地点No.1、2)とする。	
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。	
調査手法	予測した事項	「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月環境庁告示第64号)に定める方法(JIS Z8731)に準拠し、騒音レベル(等価騒音レベル： L_{Aeq})を測定する。	「振動規制法施行規則」(昭和51年総務省令第58号)に定める測定方法(JIS Z8735)に準拠し、振動レベルの80%レンジの上端値(L_{10})を測定する。
	予測条件の状況	【工事用車両、一般車両の状況】 ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)とする。	
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。	

表 5.5-2(2) 調査手法(東京 2020 大会の大会開催前)

調査事項		建設機械の稼働に伴う建設作業騒音	建設機械の稼働に伴う建設作業振動
調査時点		建設機械の稼働による騒音が最大になると予想される時点(工事着工後15か月目)とする。	建設機械の稼働による振動が最大になると予想される時点(工事着工後15か月目)とする。
調査期間	予測した事項	代表的な1日の内、建設機械の稼働時間を含む時間帯とする。	
	予測条件の状況	「予測した事項」と同時期とする。	
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。	
調査地点	予測した事項	建設機械の稼働に伴う騒音及び振動が最大になると予測される地点(No. A)とする(図5.5-1参照)。	
	予測条件の状況	計画地とする。	
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。	
調査手法	予測した事項	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」に定める測定方法(JIS Z8731)及び「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生・建設省告示第1号)に準拠し、騒音レベルの90%レンジの上端値(L_5)を測定する。	「都民の健康と安全を確保する条例施行規則」に定める測定方法(JIS Z8735)及び「振動規制法施行規則」(昭和51年総務省令第58号)に準拠し、振動レベルの80%レンジの上端値(L_{10})を測定する。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。	
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。	



5.6 景観

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.6-1 に示すとおりである。

表 5.6-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 ・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・ 緑視率の変化の程度
予測条件の状況	・ 計画建築物の状況(配置、形状、高さ等) ・ 緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・ 海や川といった既存の水辺空間とカヌーコースによる水辺空間とのバランスの取れた配置、デザイン計画とする。 ・ 計画地外周部のクロマツ植林は既存緑地として保全する。計画地の北側には、高木植栽により、水再生センターや駐車場への視界をコントロールする。また、計画地内には、新たに高木約280本、中木約240本、低木約2,840本の樹木を植栽するほか、それ以外にも約12,750㎡の張芝等の地被類を植栽することで、広々とした空間を創出する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.6-2 に示すとおりである。

表 5.6-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度	代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	緑視率の変化の程度
調査時点		施設完成後とする。		
調査期間	予測した事項	施設完成後とする。		
	予測条件の状況	施設完成後とする。		
	ミティゲーションの実施状況	施設完成後とする。		
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。	予測地点と同様の6地点(図5.6-1に示す地点No.1～6)とする。	
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。		
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。		
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影)及び評価書の予測結果と比較する方法とする。		
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理による方法とする。		
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理による方法とする。		

(2) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.6-3 に示すとおりである。

表 5.6-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 ・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・ 緑視率の変化の程度
予測条件の状況	・ 計画建築物の状況(配置、形状、高さ等) ・ 緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・ 海や川といった既存の水辺空間とカヌーコースによる水辺空間とのバランスの取れた配置、デザイン計画とする。 ・ 計画地外周部のクロマツ植林は既存緑地として保全する。計画地の北側には、高木植栽により、水再生センターや駐車場への視界をコントロールする。また、計画地内には、新たに高木約280本、中木約240本、低木約2,840本の樹木を植栽するほか、それ以外にも約12,750㎡の張芝等の地被類を植栽することで、広々とした空間を創出する。

2) 調査地域

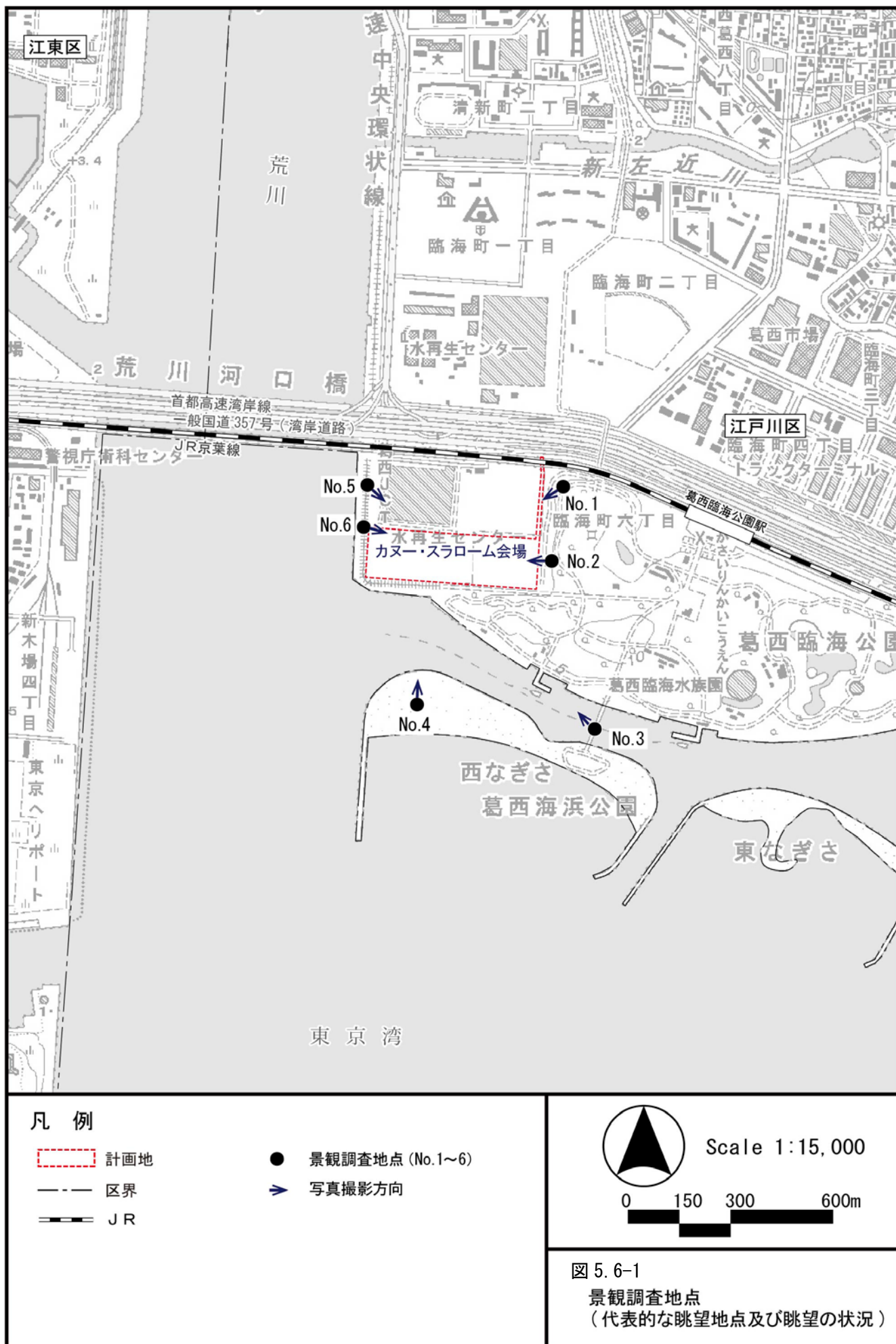
調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.6-4 に示すとおりである。

表 5.6-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度	代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	緑視率の変化の程度
調査時点		東京2020大会開催後とする。		
調査期間	予測した事項	東京2020大会開催後とする。		
	予測条件の状況	東京2020大会開催後とする。		
	ミティゲーションの実施状況	東京2020大会開催後とする。		
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。	予測地点と同様の6地点(図5. 6-1に示す地点No. 1～6)とする。	
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。		
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。		
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影)及び評価書の予測結果と比較する方法とする。		
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理による方法とする。		
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理による方法とする。		



5.7 自然との触れ合い活動の場

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.7-1 に示すとおりである。

表 5.7-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 ・自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 ・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
予測条件の状況	・施設配置計画 ・工事用車両の走行の状況 ・建設機械の稼働状況
ミティゲーションの実施状況	・排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用により、大気汚染、騒音の低減に努める。 ・工事区域周辺には仮囲いを設置する計画としている。 ・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。 ・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、交通渋滞とそれに伴う大気汚染への影響の低減に努める。 ・工事用車両の出入り口には交通整理員を配置し、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えない計画である。 ・資材の搬出入に際しては、走行ルートを検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画である。 ・建設機械の稼働にあたっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底させる計画としている。 ・建設機械は定期的に点検整備を行い、故障や異常の早期発見に努める計画としている。 ・騒音・振動の発生を極力少なくするよう、最新の低騒音型建設機械の採用及び低騒音・低振動な施工方法の採用に努める計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.7-2 に示すとおりである。

表 5.7-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
調査時点		工事の施行中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	既存資料及び現地調査により、自然との触れ合い活動の状況の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の大会開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.7-3 に示すとおりである。

表 5.7-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 ・自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 ・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
予測条件の状況	・施設配置計画 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・計画地内には、既設の緑地と合わせて約 9,970m²の新たな緑地を整備する計画としている。 ・開催後には、計画地内は水上スポーツ・レクリエーションを楽しめる施設とするとともに、にぎわいの拠点としていく計画であり、葛西臨海公園内の園路を利用経路とすることから、相互の利用者の利便性に配慮する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.7-4 に示すとおりである。

表 5.7-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	既存資料及び現地調査により、自然との触れ合い活動の状況の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.8 歩行者空間の快適性

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.8-1 に示すとおりである。

表 5.8-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・緑の程度 ・歩行者が感じる快適性の程度
予測条件の状況	・気象の状況 ・周辺土地利用条件
ミティゲーションの実施状況	・都として、アクセス経路沿いの既存樹木について可能な限り保全を図る。 ・都として、その他の公園の樹木や都道の街路樹について、公園管理者、道路管理者等と十分に連携を図り、適切に維持・管理することにより、夏の強い日差しを遮る木陰を確保するとともに、まとまった緑による気温上昇の抑制効果を高めていく。 ・計画地内における緑道の確保等歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画である。

2) 調査地域

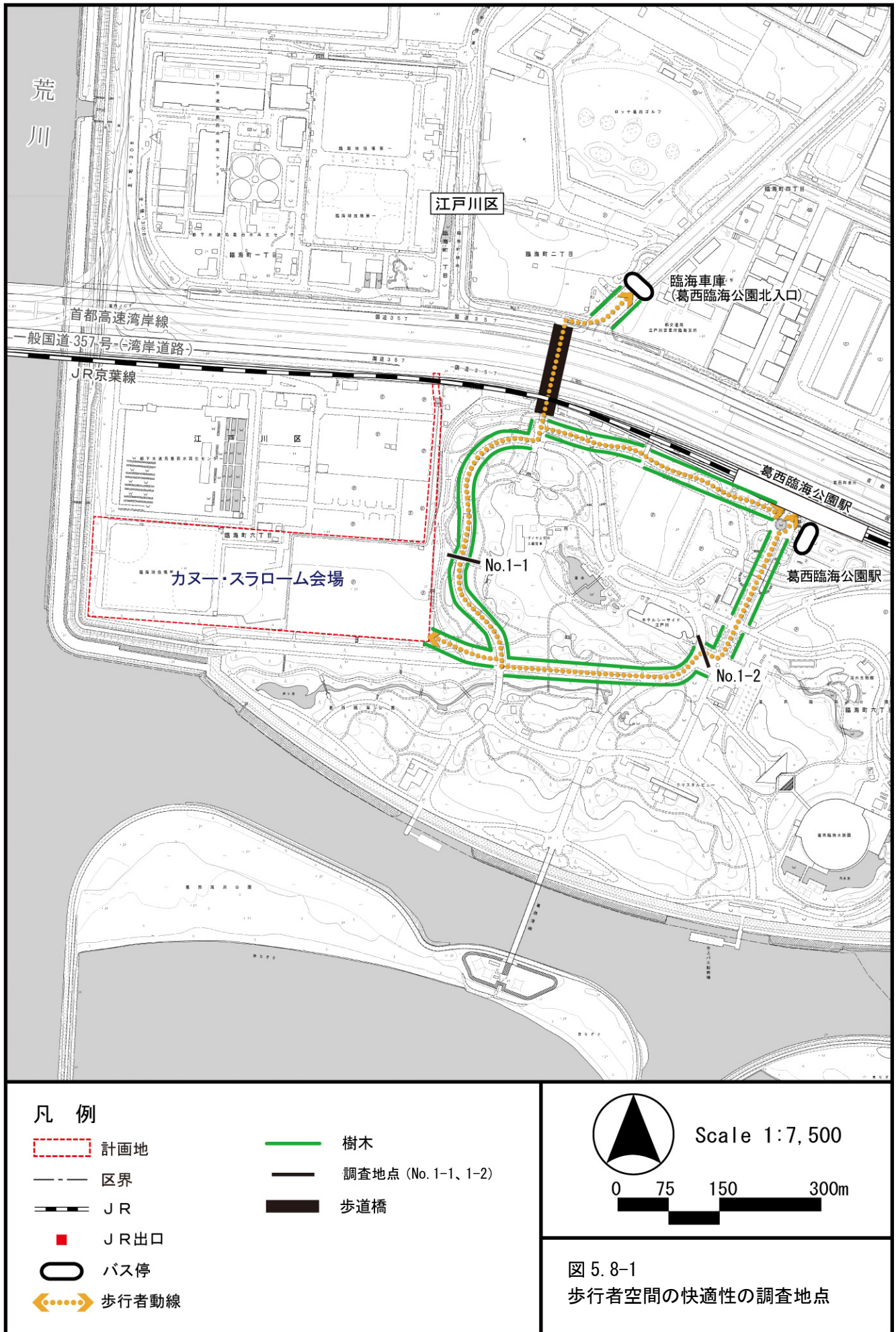
調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.8-2 に示すとおりである。

表 5.8-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		緑の程度	歩行者が感じる快適性の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。	
調査期間	予測した事項	供用開始後の夏季とする。	
	予測条件の状況	供用開始後の夏季とする。	
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。	
調査地点	予測した事項	公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路とする(図5.8-1参照)。	予測地点と同様の公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路上における2地点(図5.8-1に示すNo. 1-1、1-2)とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。	予測地点と同様の公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路上における2地点(図5.8-1に示すNo. 1-1、1-2)とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。	予測地点と同様の公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路上における2地点(図5.8-1に示すNo. 1-1、1-2)とする。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。	既存資料及び現地調査により、暑さ指数(WBGT)の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。	
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。	



5.9 水利用

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.9-1 に示すとおりである。

表 5.9-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・水の効率的利用への取組・貢献の程度
予測条件の状況	・雨水利用設備の状況
ミティゲーションの実施状況	・競技コースの貯留水及びその補給水、洗浄水には上水を使用する。 ・恒久施設としてろ過施設を設置し、会場の水質を親水レベルに保ちつつ、頻繁な入れ替えを防ぎ上水の使用量の節約を図る。 ・管理棟のトイレには、節水型大便器、擬音装置、節水型小便器、自動水栓等を設置する。 ・管理棟利用者への節水を周知する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.9-2 に示すとおりである。

表 5.9-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		水の効率的利用への取組・貢献の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.10 廃棄物

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.10-1 に示すとおりである。

表 5.10-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
予測条件の状況	・ 工事の実施状況
ミティゲーション の実施状況	・ 伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、ペレット等の木質バイオマス燃料によるサーマルリサイクルとしての利用を検討する。 ・ 掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、現場内利用を基本とする。 ・ 建設発生土を場外に搬出する場合には、受入れ基準を満足していることを確認の上、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・ 建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。 ・ 再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・ 建設廃棄物の発生量を低減するような施工計画を検討し、施工業者に遵守させる。 ・ 建設泥土について、現場内での処理・利用が困難な状況が生じた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に処理を行う。 ・ 施設整備に当たっては、リサイクル材料を積極的に使用する。 ・ 砕石類の利用にあたっては、「東京都建設リサイクル推進計画」の平成30年度の目標値(都関連工事)を念頭に、再生砕石を利用する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.10-2 に示すとおりである。

表 5.10-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
調査時点		工事の施行中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.10-3 に示すとおりである。

表 5.10-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
予測条件の状況	・ 施設の利用者数
ミティゲーションの実施状況	・ 江戸川区の分別方法に従い、びん、缶、ペットボトル、古紙は、資源として分別回収を行う。 ・ スポーツ大会、イベントの開催時において発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、各事業者が“事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理”する必要があるため、大会やイベントの開催事業者への十分な周知を行い、開催事業者が処理・処分を行うように調整する。 ・ 再利用・再資源化率に関しては、類似施設におけるリサイクル率以上の目標設定について、検討する。 ・ 産業廃棄物が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に基づき、収集・運搬・処分の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.10-4 に示すとおりである。

表 5.10-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.11 エコマテリアル

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.11-1 に示すとおりである。

表 5.11-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度
予測条件の状況	・環境物品等調達方針
ミティゲーションの実施状況	・「平成28年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（平成28年4月 東京都）及び「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」（平成27年3月 東京都）等に基づき、環境物品等の調達を行う。 ・建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、可能な限り適用品目を利用する計画とする。 ・大会組織委員会が調達する木材を対象として策定した「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に配慮した木材の調達を行う計画とする。 ・資材の搬入、副産物の搬出にあたっては、あらかじめ再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存する計画とする。 ・エコマテリアルの使用状況については、フォローアップ調査で確認する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.11-2 に示すとおりである。

表 5.11-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度
調査時点		工事の施行中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	関連資料の整理による方法とする。

5.12 温室効果ガス

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.12-1 に示すとおりである。

表 5.12-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度
予測条件の状況	・ 省エネルギー設備の状況
ミティゲーションの実施状況	・ 建築における対策として、断熱強化、開口部の仕様強化を行う。 ・ 電気分野では、各種高効率設備やセンサーの導入を行う。 ・ 機械分野では、制御システムや高効率設備の導入を行う。 ・ ポンプについては、VVVF（回転数制御）装置の導入を行う。 ・ 昇降機については、インバータ制御を行う。 ・ 高圧変圧器については、トップランナー2014以上の高効率機器を採用する計画とする。 ・ 管理棟、ポンプ及びろ過施設のいずれにおいても、設備を更新する場合には、より高効率な機器の採用を検討する計画とする。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.12-2 に示すとおりである。

表 5.12-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

	調査事項	温室効果ガスの排出量及びその削減の程度
	調査時点	施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理又は電気使用量の整理による方法とする。
	予測条件の状況	関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	関連資料の整理による方法とする。

5.13 エネルギー

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.13-1 に示すとおりである。

表 5.13-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・エネルギーの使用量及びその削減の程度
予測条件の状況	・省エネルギー設備の状況
ミティゲーションの実施状況	・建築における対策として、断熱強化、開口部の仕様強化を行う。 ・電気分野では、各種高効率設備やセンサーの導入を行う。 ・機械分野では、制御システムや高効率設備の導入を行う。 ・ポンプについては、VVVF（回転数制御）装置の導入を行う。 ・昇降機については、インバータ制御を行う。 ・高圧変圧器については、トップランナー2014以上の高効率機器を採用する計画とする。 ・管理棟、ポンプ及びろ過施設のいずれにおいても、設備を更新する場合には、より高効率な機器の採用を検討する計画とする。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.13-2 に示すとおりである。

表 5.13-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		エネルギーの使用量及びその削減の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理又は電気使用量の整理による方法とする。
	予測条件の状況	関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	関連資料の整理による方法とする。

5.14 土地利用

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.14-1 に示すとおりである。

表 5.14-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・未利用地の解消の有無及びその程度
予測条件の状況	・土地利用の状況
ミティゲーションの実施状況	・隣接する都立葛西臨海公園と連携した水と緑のネットワーク拠点として、水を利用したレジャー・レクリエーション施設としての整備を行う。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.14-2 に示すとおりである。

表 5.14-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		未利用地の解消の有無及びその程度
調査時点		供用開始後の適宜とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.15 安全

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.15-1 に示すとおりである。

表 5.15-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・危険物施設等からの安全性の確保の程度 ・移動の安全のためのバリアフリー化の程度 ・電力供給の安定度
予測条件の状況	・計画地周辺の危険物施設等の状況 ・施設内及び最寄りの鉄道駅から会場までの歩行者経路におけるバリアフリー施設の状況 ・電力供給施設の状況
ミティゲーションの実施状況	・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）、東京都福祉のまちづくり条例及び「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」に適合した施設計画としている。 ・都としては「2020年に向けた実行プラン」において、2020年までに「競技会場周辺等の都道のバリアフリー化」が完了する計画である。 ・建物外部の移動空間については、敷地出入口・敷地内通路における幅の確保、連続性のある視覚障害者誘導用ブロックの設置、階段に関しては転倒への配慮、手すりの設置、スロープに関しては、勾配や明るさ、点状ブロックの敷設等において、配慮を行う。 ・駐車場や車路については、障害者用駐車場の設置と建築物の出入口までの通路や誘導表示等において、配慮を行う。 ・建物内部の移動空間については、建物出入口における扉の形式、床面の連続性、視覚障害者誘導ブロックの敷設等において配慮し、エレベータに関しては配置や規模、音声装置の設置、扉の幅等において、配慮を行う。 ・トイレについては、だれでもトイレの配置や段差の解消、表示における配慮等を行う。 ・浴室・シャワー室については、転倒防止や車いす利用者への配慮等を行う。 ・計画建築物の電力設備は、高圧6.6kVの1回線受電とするが、気象や飛来物の影響を受けない埋設方式での引込みとする。

2) 調査地域

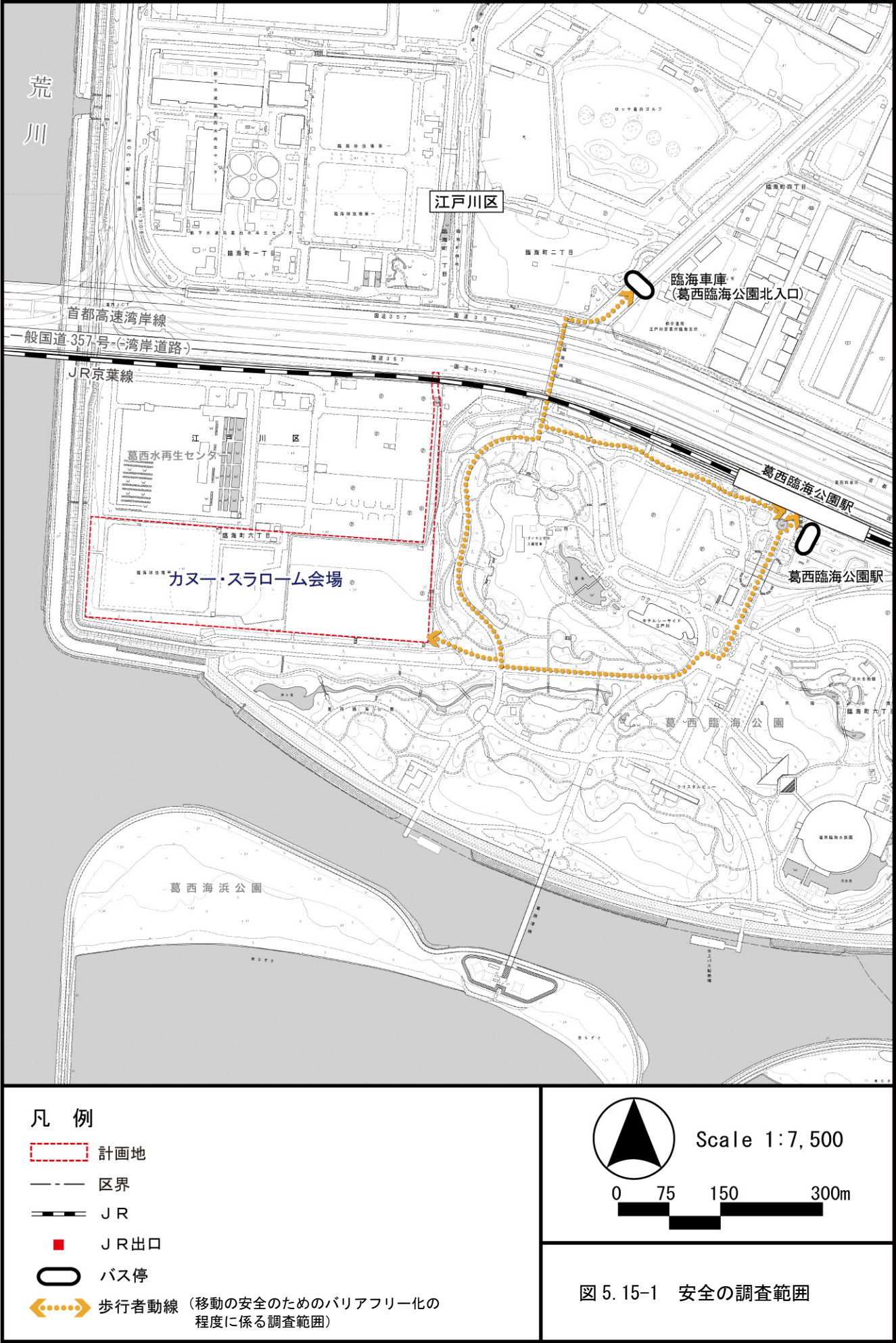
調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.15-2 に示すとおりである。

表 5.15-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		危険物施設等からの安全性の確保の程度	移動の安全のためのバリアフリー化の程度	電力供給の安定度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。		
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。		
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。		
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。		
調査地点	予測した事項	計画地周辺とする。	計画地及び公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路とする(図 5.15-1 参照)。	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地周辺とする。	計画地及び公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路とする(図 5.15-1 参照)。	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地周辺とする。	計画地及び公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路とする(図 5.15-1 参照)。	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理とする。	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理とする。	関連資料の整理とする。
	予測条件の状況	関連資料の整理とする。	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理とする。	関連資料の整理とする。
	ミティゲーションの実施状況	関連資料の整理とする。	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理とする。	関連資料の整理とする。



5.16 消防・防災

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.16-1 に示すとおりである。

表 5.16-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・耐震性の程度 ・津波対策の程度 ・防火性の程度
予測条件の状況	・耐震設備の状況 ・津波対策の状況 ・防災設備の状況
ミティゲーションの実施状況	・建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に準拠する耐震基準・防火基準を満たした計画とする。 ・災害時の避難経路は、非常時でも迷わず速やかに国道等へ避難できるよう計画する。 ・施設特性を生かし、消防関係者や都民向けの水難救助訓練などに活用する計画である。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.16-2 に示すとおりである。

表 5.16-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		耐震性の程度 津波対策の程度 防火性の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.17 交通渋滞

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.17-1 に示すとおりである。

表 5.17-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 工事用車両の走行に伴う交通渋滞の発生又は解消等、交通量及び交通流の変化の程度
予測条件の状況	・ 工事用車両の走行の状況 ・ 一般車両の状況
ミティゲーションの実施状況	・ 工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用する。 ・ 工事用車両の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化に努める計画としている。 ・ 工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画としている。 ・ 工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等、通勤車両の削減に努めるよう指導する計画としている。 ・ 工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないように配慮する計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.17-2 に示すとおりである。

表 5.17-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		工事用車両の走行に伴う交通渋滞の発生又は解消等、交通量及び交通流の変化の程度
調査時点		工事用車両の走行台数が最大となる時点(工事着工後10か月目)とする。
調査期間	予測した事項	代表的な1日の内、工事用車両の走行時間及びその前後1時間を含む時間帯とする。
	予測条件の状況	【工事用車両、一般車両の状況】 「予測した事項」と同時期とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	工事用車両走行ルート上の2地点(図5.1-1(p.29参照))に示す地点No.1、2)とする。
	予測条件の状況	【工事用車両の状況】 工事用車両の出入口とする。 【一般車両の状況】 工事用車両走行ルート上の2地点(図5.1-1(p.29参照))に示す地点No.1、2)とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。
	予測条件の状況	ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.18 交通安全

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.18-1 に示すとおりである。

表 5.18-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・アクセス経路における歩車道線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度
予測条件の状況	・アクセス経路における歩車道線分離の状況
ミティゲーションの実施状況	・工事用車両の走行ルートは、計画地までの交通安全への配慮のため主に一般国道357号（湾岸道路）を利用する。 ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する。 ・工事用車両の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化に努める計画である。 ・工事用車両の走行にあたっては、市街地での待機や違法駐車等を行うことがないよう、運転者への指導を徹底する。 ・作業員の通勤は可能な限り公共交通機関を利用するよう指導し、自動二輪車又は自転車で通勤する場合は、それらの作業員を把握するとともに、作業員用の十分な駐輪スペースの確保を徹底させる。 ・市街地では特に歩行者、自転車、一般車両を優先する等交通安全教育を工事用車両運転者に対して徹底する計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.18-2 に示すとおりである。

表 5.18-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		アクセス経路における歩車道線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度
調査時点		工事の施行中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.19 その他の項目に係るミティゲーションの実施状況

その他の項目に対してのミティゲーションについて以下に記載する。

(1) 土壌

計画地は昭和 48 年より埋立を開始した埋立地に位置しており、平成 4 年から現在に至るまで駐車場、野球場等として利用され、計画地には有害物質の取扱事業場が存在した履歴はなく、有害物質又は有害物質により汚染された土壌を埋立てた経緯はない。仮置きされている残土については、処分先の受け入れ基準を満たしている。

また、開催後については、新たな土地の掘削等の工事は実施せず、事業活動では土壌汚染に影響を及ぼすおそれのある要因はない。このことから、土壌に著しい影響を及ぼすおそれはない。

今後、土壌汚染関連の届出及び工事の実施に伴い新たな土壌汚染が確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じるとともにフォローアップ報告書で内容を明らかにする。

なお、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 117 条に基づく土地利用の履歴等調査届出書及び土壌汚染対策法第 4 条に基づく土地の形質の変更届書を提出した。

(2) 史跡・文化財

計画地は下水処理施設計画地内に位置しており、計画地内に史跡・文化財は存在しない。また、計画地は、昭和 48 年より埋立を開始した埋立地に位置しており、埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

なお、工事の実施に伴い新たに史跡・文化財が確認された場合には、フォローアップ報告書において明らかにする。

5.20 フォローアップ報告書の提出時期

フォローアップ報告書の提出時期及び内容は、表 5.20-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 5.20-1(1) フォローアップの工程及びフォローアップ報告書の提出時期（東京 2020 大会の開催前）

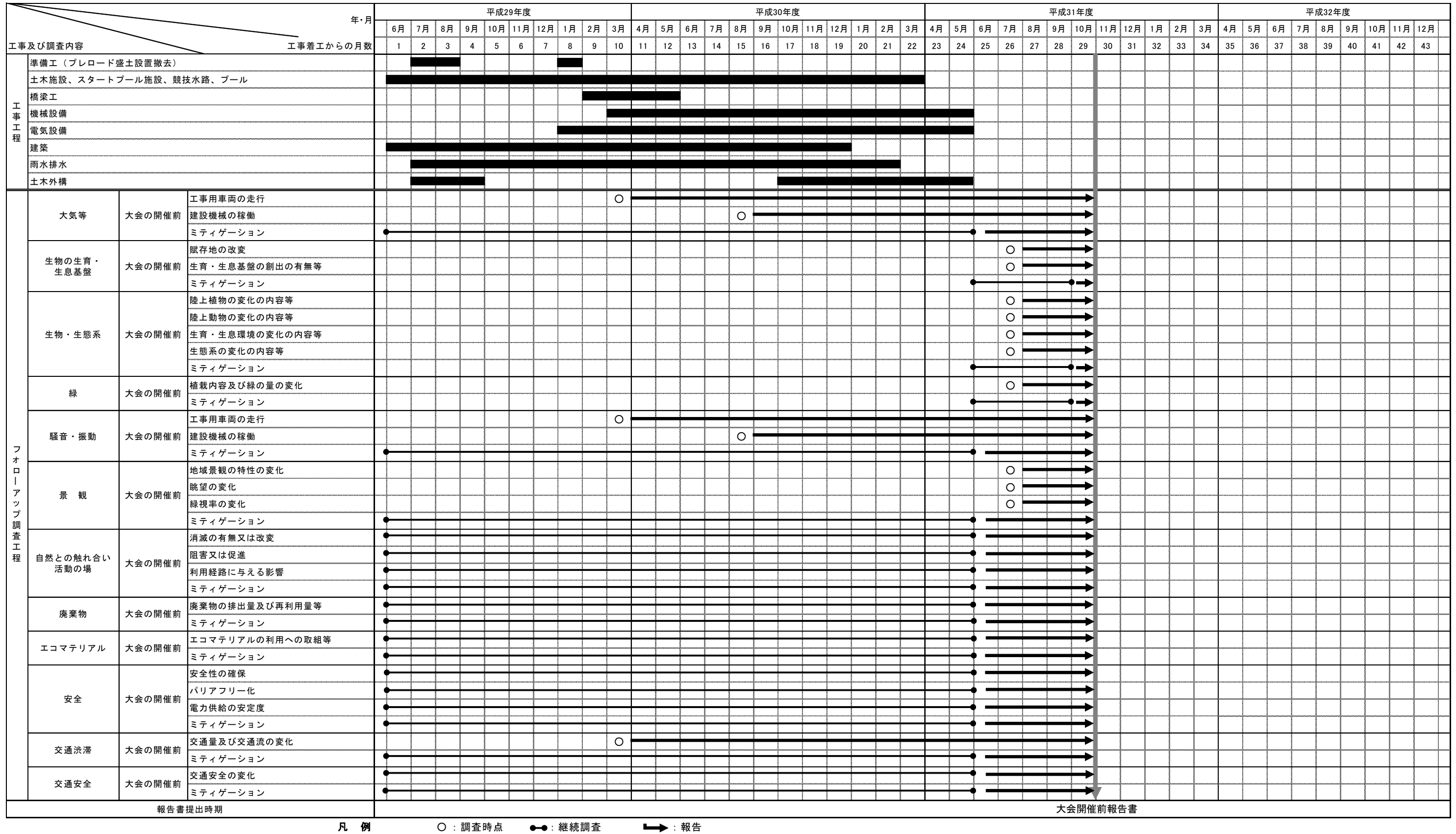


表 5.20-1(2) フォローアップの工程及びフォローアップ報告書の提出時期（東京 2020 大会の開催後）

[illegible]

6. フォローアップの実施者

〔実施者〕

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

7. その他

7.1 東京 2020 大会に係る実施段階環境アセスメント及びフォローアップの全対象事業についての実施段階環境アセスメント及びフォローアップの実施予定又は経過

カヌー・スラローム会場の実施段階環境アセスメント及びフォローアップの経過は、表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1 カヌー・スラローム会場の実施段階環境アセスメント及びフォローアップの経過

実施段階環境アセスメントの経過	
環境影響評価調査計画書が公表された日	平成 26 年 3 月 28 日
意見を募集した日	平成 26 年 3 月 28 日～平成 26 年 4 月 16 日
都民の意見	82 件 ^{注)}
調査計画書審査意見書が送付された日	平成 26 年 5 月 29 日
環境影響評価書案が公表された日	平成 29 年 3 月 3 日
意見を募集した日	平成 29 年 3 月 3 日～平成 29 年 4 月 16 日
都民等の意見	1 件
評価書案審査意見書が送付された日	平成 29 年 5 月 29 日
環境影響評価書が公表された日	平成 29 年 6 月 29 日
フォローアップ計画書が公表された日	平成 29 年 6 月 30 日

注) 環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として、意見募集を実施した。

7.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所

〔作成者〕

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

〔受託者〕

名 称：日本工営株式会社

代表者：代表取締役社長 有元 龍一

所在地：東京都千代田区九段北一丁目 14 番 6 号

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（29都市基交第125号）して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

平成 29 年 6 月発行

登録番号 (28) 98

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

フォローアップ計画書

(カヌー・スラローム会場)

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局
大会施設部調整課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03(5320)7737

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

